

「宇都宮市男女共同参画行動計画（第1次）」 の総合評価及び平成19年度男女共同参画の 推進に関する年次報告書



平成19年度 標語・イラストコンクール優秀賞 大塚 隼さんの作品です

宇都宮市

■はじめに

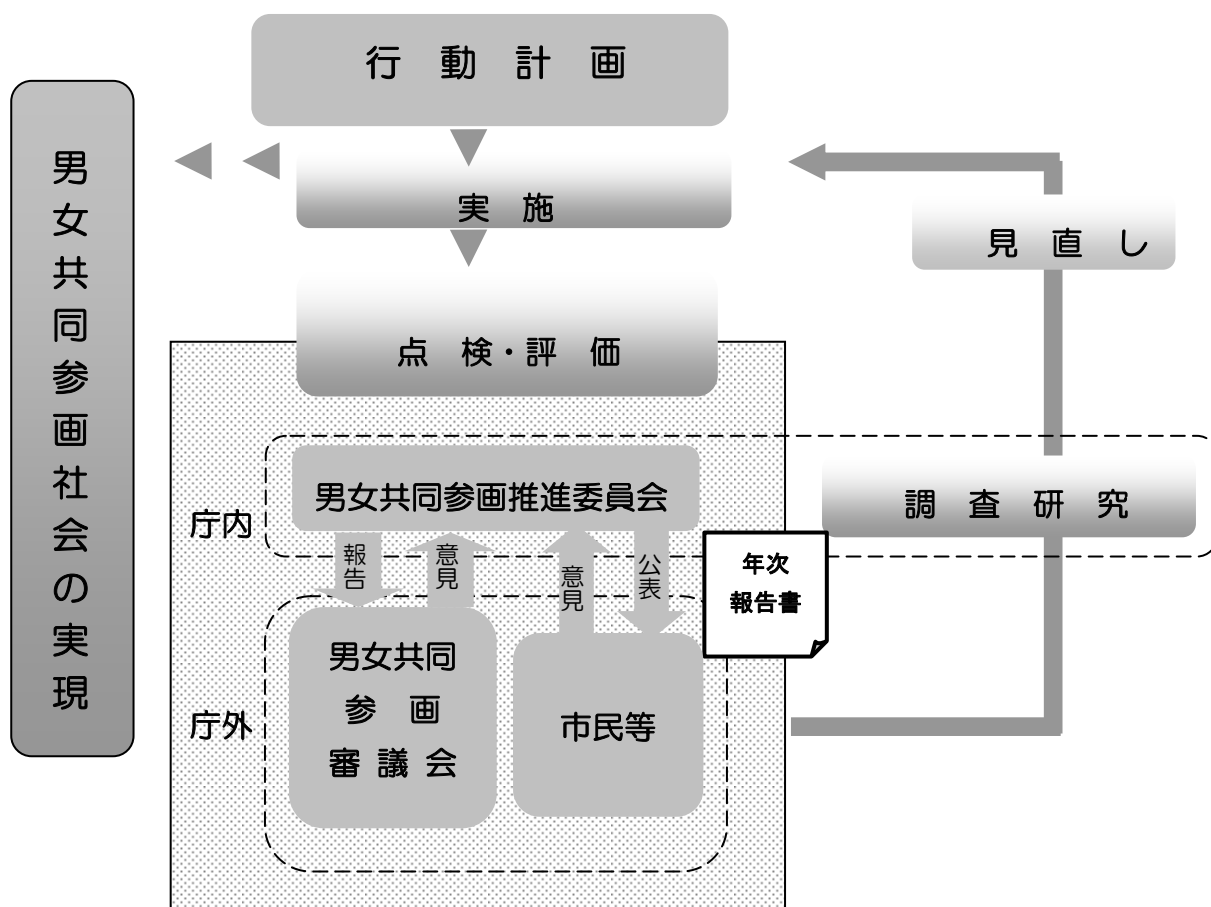
宇都宮市では、平成 15 年6月に男女共同参画条例を制定し、同条例第 8 条¹に基づく行動計画「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」（第1次行動計画、計画期間：平成 15～19 年度）を平成 16 年2月に策定し、男女共同参画に関する施策・事業を総合的・計画的に推進しています。

本書は、同条例第 15 条に基づき作成するものです。

本書は、第1次行動計画に基づき取り組んできた5年間の施策・事業の総合評価を行うとともに、平成 19 年度の推進状況の評価を行ったものです。第1次行動計画の計画期間は平成 20 年3月をもって終了しましたが、達成できなかったものや、事業の推進のなかで明らかになった課題等については、第2次行動計画等の中で取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく、市民・事業者・教育関係者のみなさんが一緒になって取り組んでいく必要があります。今後も、各分野での取組を進めていただくにあたり、本書をご活用いただければ幸いです。

◆ 男女共同参画社会の実現に向けた体制 ◆



¹ 宇都宮市男女共同参画推進条例

第8条（行動計画）

市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を、策定するものとする。

I 男女共同参画をめぐる社会の動向と課題

男女共同参画を効果的に推進するためには、男女共同参画をめぐる社会の動向に注意することが必要です。

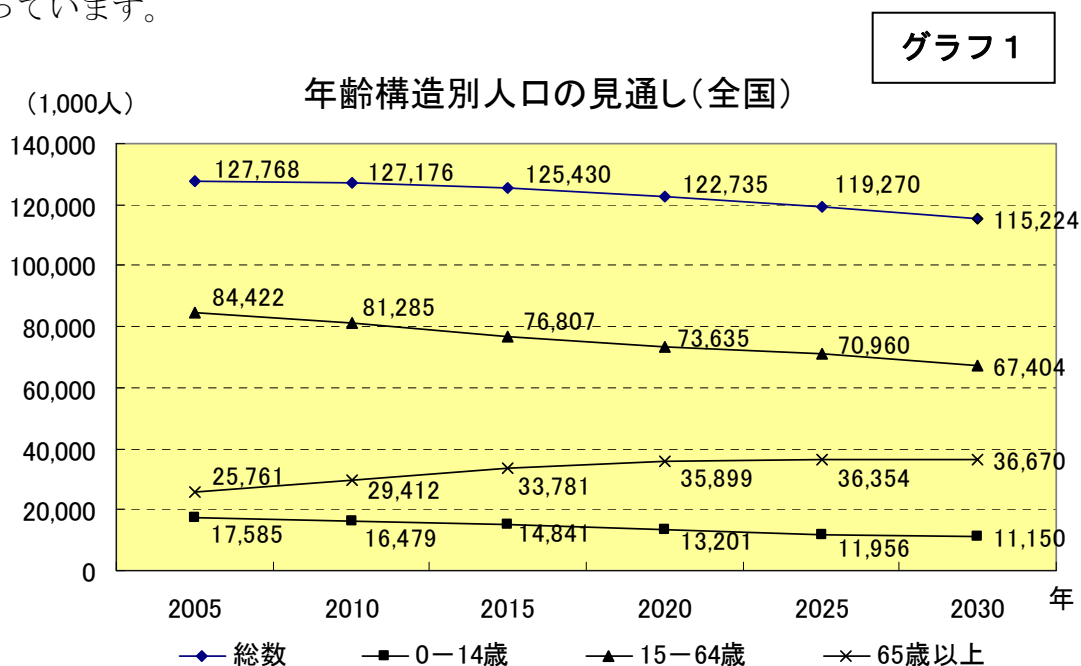
ここでは、男女共同参画に関する国の動向を中心に、市として取り組むべき課題を整理しました。

1 少子高齢社会の進行

全国や市や将来人口推計によると、老年人口（65歳以上）の割合が高まる一方で、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の割合は低下し（グラフ1～3）、将来、我が国における生産能力の低下や経済の停滞が危惧されます。

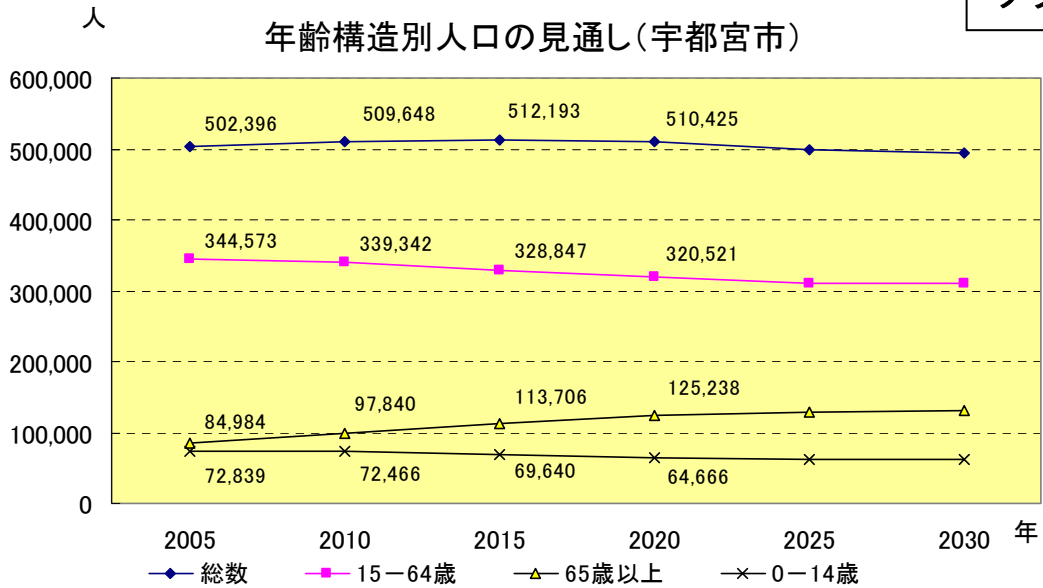
また、少子高齢社会の進行により、産業人口は第3次産業が微増するものの、全体としては低下していくと見込まれます（グラフ4）。

このため、持続可能な活力ある社会を築くためには、職場・地域などにおいて、男性も女性もその能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要となっています。



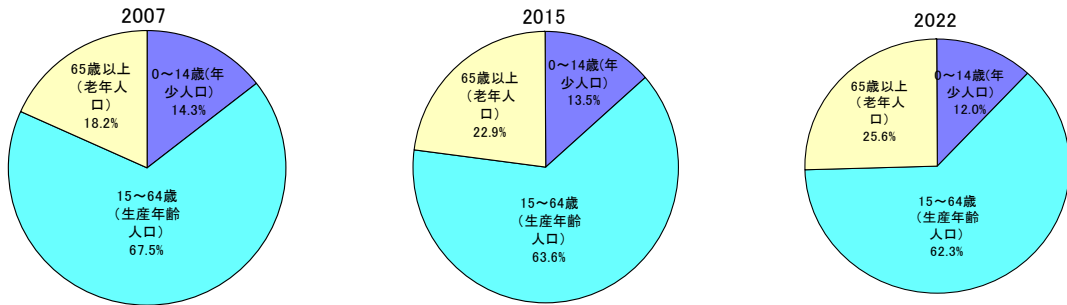
(出典『日本の将来推計人口(平成18年12月推計)』国立社会保障・人口問題研究所)

グラフ2



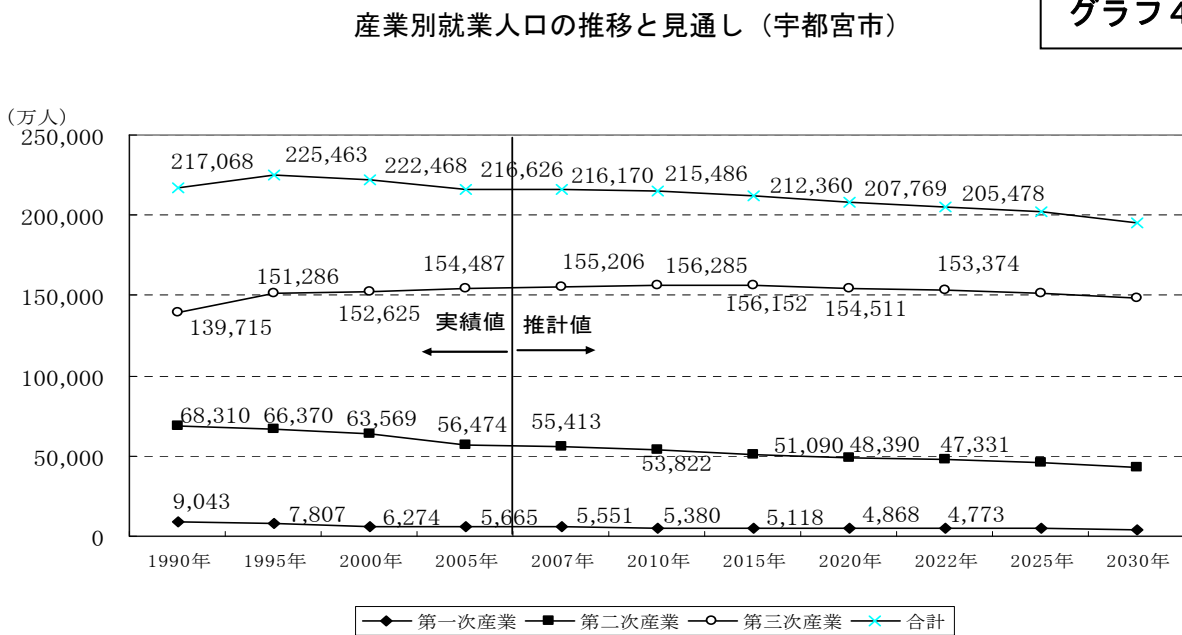
(出典『宇都宮市第5次総合計画策定資料』)

グラフ3



(出典『宇都宮市第5次総合計画策定資料』)

グラフ4



(出典『宇都宮市第5次総合計画策定資料』)

2 男女共同参画に関する法整備等

第 1 次計画である「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」の策定後、新たに整備された法律等として（表 1）、次世代育成支援対策推進法の施行や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の改正など、仕事と家庭の両立を可能にし、性別にとらわれず個々の能力を活かせる環境づくりに向けた整備が急ピッチに行われました。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）が 2 度改正され、DV 被害者の自立支援が明確化されるとともに、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

表 1 第 1 次計画策定後（平成 15～19 年度）に新たに整備された法律等

年	法律名など	概要
平成 15 年	次世代育成支援対策推進法施行	仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などを定める
平成 16 年	DV 防止法の一部改正施行	配偶者からの暴力の定義拡大、被害者の自立支援の明確化など
平成 17 年	育児・介護休業法の一部改正施行	育児休業期間の延期や子の看護休暇制度の創設など
平成 19 年	男女雇用機会均等法の一部改正施行	募集や採用にあたって、身長や体重、体力を要件にするなどの間接差別の禁止、男性も含む労働者に対するセクシュアル・ハラスメント防止対策の措置義務化など
平成 20 年	DV 防止法の一部改正施行	市町村に基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化、保護命令制度の拡充など

3 男女共同参画に関する国の取組

内閣府が発行する男女共同参画白書には、毎年、男女共同参画に関するトピックが特集として掲載されています。平成 18 年度のテーマは「女性の再チャレンジ」、平成 19 年度のテーマは「ワーク・ライフ・バランス」でした。

<平成 19 年度特集テーマ>

「国際比較でみた男女共同参画の状況－女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）－」

【白書の概要】

- ・国際的にみて女性の社会参画の進んだ国はワーク・ライフ・バランスが図られていること、女性の活躍の場を提供するための積極的な取組を進めていること等、条件が整っている国が多い。
- ・女性の参画が企業の経営に好影響を与える可能性や、ワーク・ライフ・バランスが仕事に対する満足感をもたらすことが指摘されており、男女が仕事にも家庭生活等にもバランスよく参画できるような環境を整備する必要がある。

【ワーク・ライフ・バランスを取り巻く課題】

(1) 仕事と生活の調和についての希望と現実との差

- ・既婚者男性の 32%が「仕事・家事・プライベートを両立」を希望しているが、現実には 7.8%（グラフ 5）（『少子化と男女共同参画に関する意識調査』、男女共同参画会議少子化と男女共同参画に関する専門調査会、平成 18 年）

(2) 女性にかかる家事、育児及び介護の負担過多

- ・共働き世帯における家事・育児・介護等にかかる総平均時間：男性 25 分、女性 252 分（『社会生活基本調査』、総務省、平成 13 年）

(3) 女性の継続就業・再就業が困難な状況

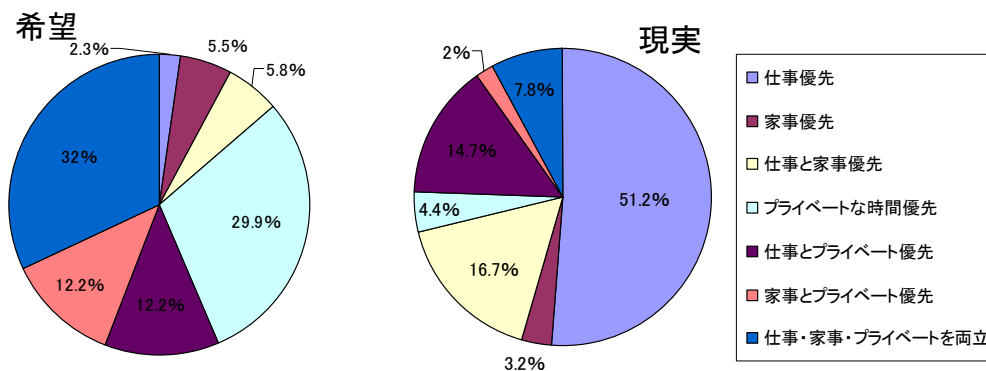
- ・ 出産 1 年前に有職であった母親が、出産半年後も有職である割合は 32.2% (『第 1 回 21 世紀出世児縦断調査』厚生労働省, 平成 13 年度)

(4) 男性の長時間労働

- ・ 週 60 時間以上就業している 30 代の男性は約 5 割『労働力調査』, 総務省, 平成 18 年)

グラフ 5

ワーク・ライフ・バランスにおける希望と現実



(出典『少子化と男女共同参画に関する意識調査 (平成 18 年)』男女共同参画会議少子化と男女共同参画に関する専門調査会)

【国の第 2 次男女共同参画基本計画の重点事項】

国の第 2 次男女共同参画基本計画では、次の 10 項目を重点事項としています。

男女共同参画社会基本法第 14 条³において、市町村は国の男女共同参画基本計画を勘案して計画を定めるものとされていることから、国の重点事項と整合を図りながら、「女性のチャレンジ支援」「働き方の見直し」「男性にとっての男女共同参画社会」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などに取り組む必要があります。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・ 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% になるよう期待し、各分野の取組を推進

¹ 男女共同参画基本法第 14 条 3

市町村は、男女共同参画基本計画および都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）を定めるように努めなければならない。

(2) 女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報提供のワンストップサービス化
- ・女性の再チャレンジ（再就職，起業等）支援策を充実

(3) 男女雇用機会均等の推進

(4) 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性を含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及

(5) 新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野（科学技術，防災，地域おこし，まちづくり，観光，環境）における男女共同参画を推進

(6) 男女の性差に応じた的確な医療の推進

(7) 男性にとっての男女共同参画社会

(8) 男女平等を推進する教育・学習の推進

(9) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(10) あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し，男女共同参画社会の実現を目指す

Ⅱ 市民意識調査等から見た本市の男女共同参画の現状

市では、平成 18 年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。その結果、現状と課題などが見えてきました。

アンケート調査概要

1 調査目的

男女共同参画に関する市民の意識とニーズについて、平成 13 年度に実施した調査（男女共同参画に関する意識調査）からの意識の変化や、社会情勢の変化に伴う新たな問題に対する意識等を調査し、「宇都宮市男女共同参画行動計画（うつのみやパートナープラン）」の見直し及び市が取り組むべき施策の基礎資料とするために実施しました。

2 調査項目

- | | |
|----------|------------------|
| 1 男女平等意識 | 5 職業・就労 |
| 2 家庭生活 | 6 男女の人権 |
| 3 社会参画 | 7 男女共同参画社会に関する施策 |
| 4 少子高齢社会 | |

3 対象者

- ①宇都宮市在住の 20 歳以上の男女 3,000 人
- ②旧上河内町、旧河内町在住の満 20 歳以上の男女 250 人
(平成 19 年 3 月 31 日合併に伴い追加調査)

4 調査期間

- ①平成 19 年 1 月 19 日～2 月 9 日
- ②平成 19 年 4 月 23 日～5 月 18 日

5 調査方法

郵送法によるアンケート調査

6 回収結果

	①旧宇都宮市		②旧上河内町・旧河内町	
	回収数	回収率	回収数	回収率
全 体	1,460	48.7%	133	53.2%
女 性	856	—	69	—
男 性	559	—	59	—
性別不明	45	—	5	—

※ 次ページ以降の調査結果については、①旧宇都宮市のデータを掲載しています。

②旧上河内町・旧河内町の調査結果については、参考資料に掲載しています。

1 家庭生活

「男性の家事・子育て・介護等への参加」についてたずねたところ（グラフ 6）、「家事・子育て・介護等に参加したい」と答えた男性は 59.4%であり、男性に家事・子育て・介護等に参加してほしいと答えた女性は 87.7%でした。

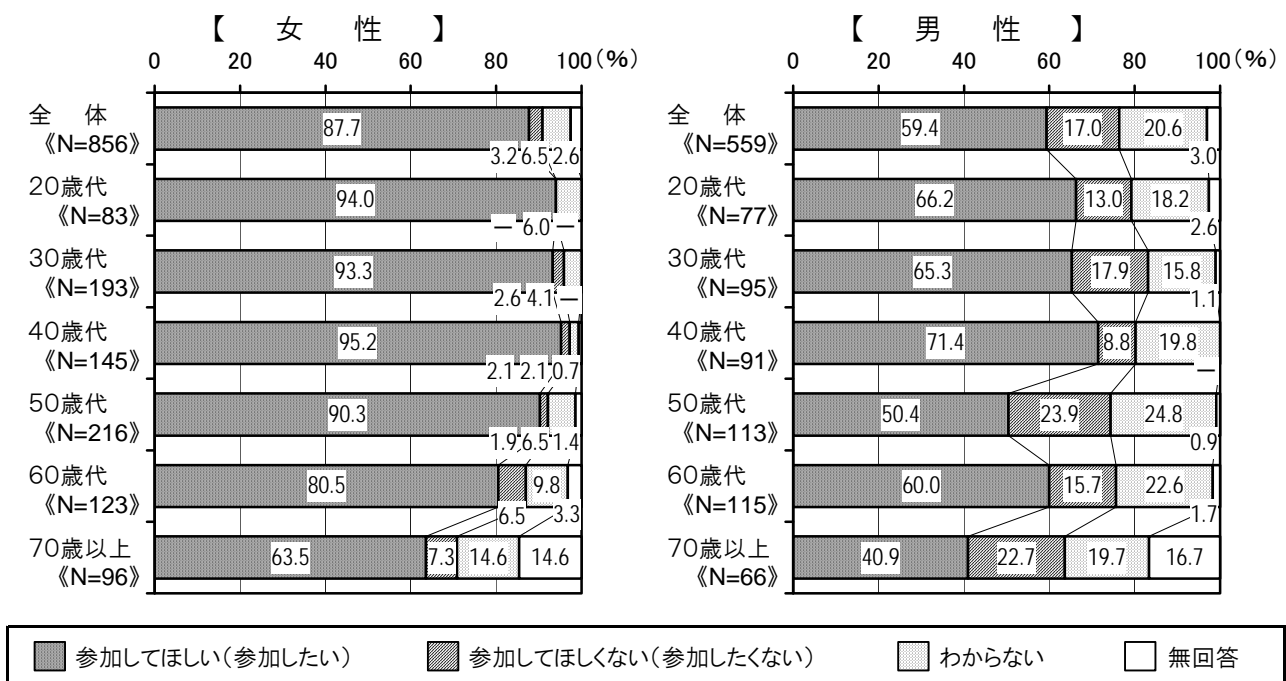
また、男性が家事などに参加するために必要なことをたずねると（グラフ 7）、「夫婦間での話し合い（57.3%）」と「労働時間短縮や休暇制度の普及（37.3%）」が多く挙げられています。

さらに、家庭内で夫婦の役割分担の現状と理想を比べてみると（グラフ 8・9）、現状は、家事はほとんど「主に妻（75.6%）」が担っているものの、理想は「夫と妻が半々（47.6%）」が高く、現状と理想の間に差がみられます。

このため、家庭における性別役割分担を見直し、男性も女性も家族的責任を果たすことができるよう、男性の家庭参画を促進する必要があります。

グラフ 6

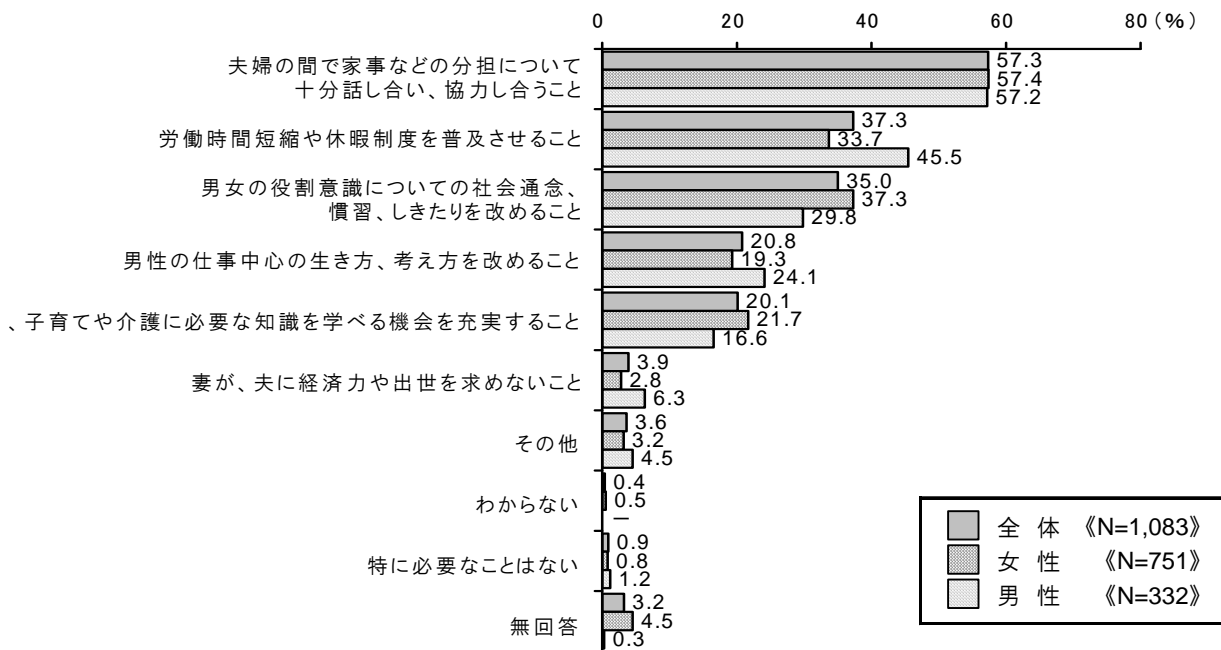
男性の家事・子育て・介護等への参加



(出典 『平成 18 年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』)

グラフ7

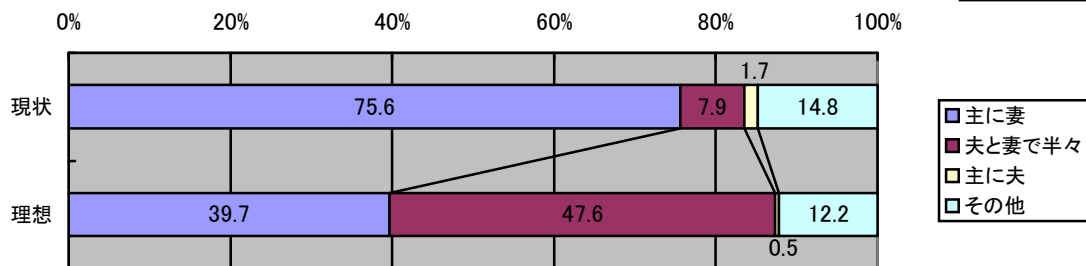
男性の家事・子育て・介護等への参加に必要なこと



(平成18年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査)

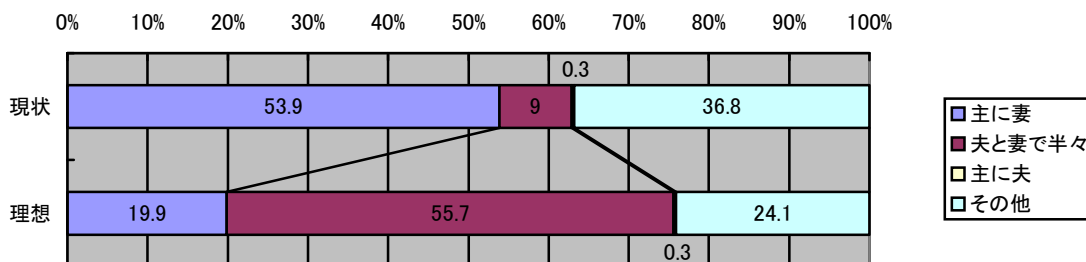
グラフ8

夫婦の役割分担の現状と理想<炊事>



グラフ9

夫婦の役割分担の現状と理想<子どもの身の回りの世話>



(出典『平成18年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』)

2 社会参画

今後行ってみたい社会的活動が「特にない」人は、男女とも平成13年度の調査（女性：30.1%，男性：32.3%）より下回っており，社会的活動への参加意向が高まっていることがうかがわれます（グラフ10）。ところが，現在参画できていない理由として「仕事が忙しいから」をあげる人が男性で特に多く（45.5%），また平成13年度の調査（女性：21.6%，男性：33.3%）よりも大きく増加していることから，仕事と社会的活動を両立できるよう働き方を見直し，社会生活との調和を図れるようにする必要があります。

グラフ10

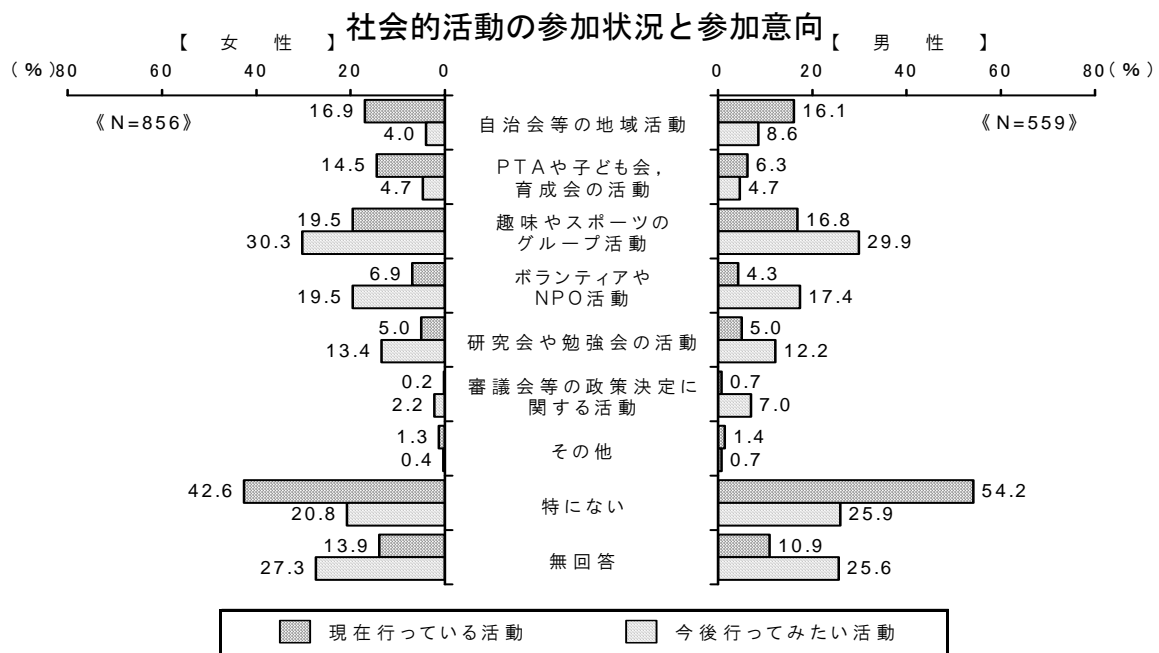


表2 社会的活動に参加していない理由（上位3項目）

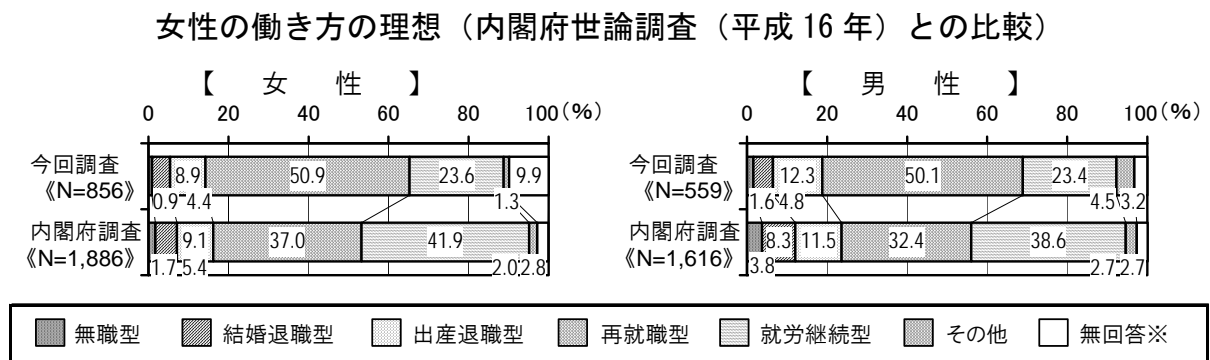
理由	全体	男性	女性
仕事が忙しく時間がないから（平成18年度）	37.2%	45.5%	30.4%
（平成13年度）	26.1%	33.3%	21.6%
健康に自信がないから	8.4%	6.9%	9.6%
出産・育児があるから	8.2%	1.0%	14.5%

（出典『平成13・18年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』）

3 職業・就労

女性の働き方の理想として「再就職型」をあげる人は、男女ともに 50%を超えており、内閣府が行った同様の調査に比べ（30%台）、再就職型を理想とする人の割合が高いという特徴があります（グラフ 11）。また、女性の再チャレンジに必要なこととして、「夫の理解や家事・育児などへの参加（46.0%）」「子どもなどを預かってくれる施設の充実（38.4%）」が上位にあげられていることから、再就職を望む人を対象に、家事・育児との両立に向けた環境整備を行っていく必要があります（グラフ 12）。

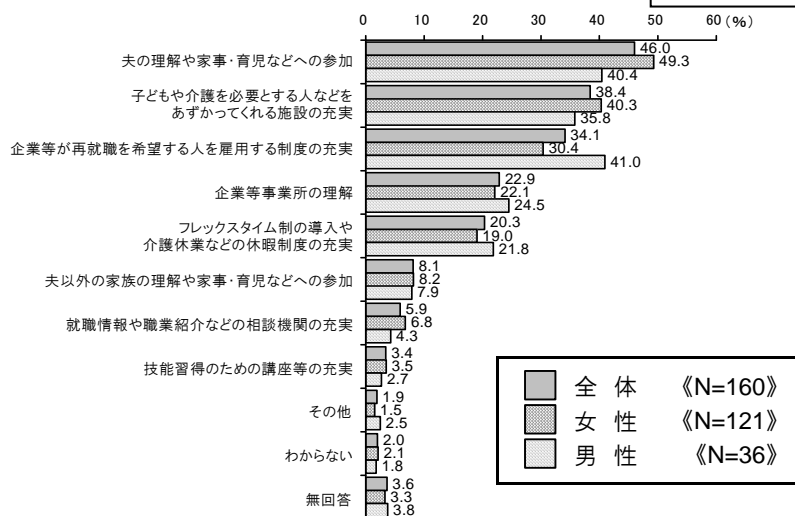
グラフ 11



（出典 『平成 16 年内閣府世論調査』、『平成 18 年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』）

女性の再チャレンジに必要なこと

グラフ 12



（出典 『平成 16 年内閣府世論調査』、『平成 18 年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』）

4 男女の人権

過去2年間に夫や恋人から、身体的・精神的・性的暴力を受けた経験のある女性は12.7%であり（グラフ13）、また、市の女性相談所におけるDV相談件数も上昇傾向にあります（表3）。

DV被害者で公共の窓口等に相談している人の割合は平成13年度の調査と比べて増えているものの、暴力を受けた人の多くが「相談したかったが、相談しなかった（20.9%）」「相談しようと思わなかった（43.7%）」と答えていることから、相談体制の充実とともに、相談窓口について広く周知する必要があります（グラフ14,15）。

また、DV被害は全国的にも増加の傾向が見られます。警視庁が調査した「夫から妻への犯罪の検挙状況」によると（グラフ16）、夫から妻への犯罪件数は年々増加しており、特に傷害と暴行の件数が急増しています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行された平成13年以降、配偶者からの暴力に関する保護命令件数も急増しています（グラフ17）。

このため、DVが重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広めるとともに、被害者の保護はもとより、自立に向けた適切な支援を行っていく必要があります。

グラフ13

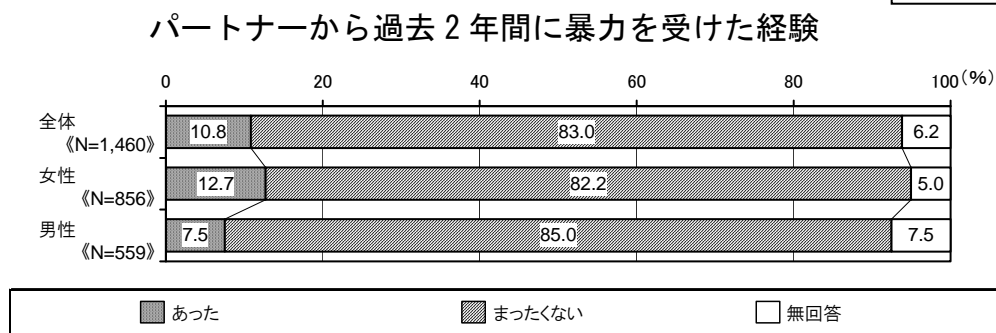
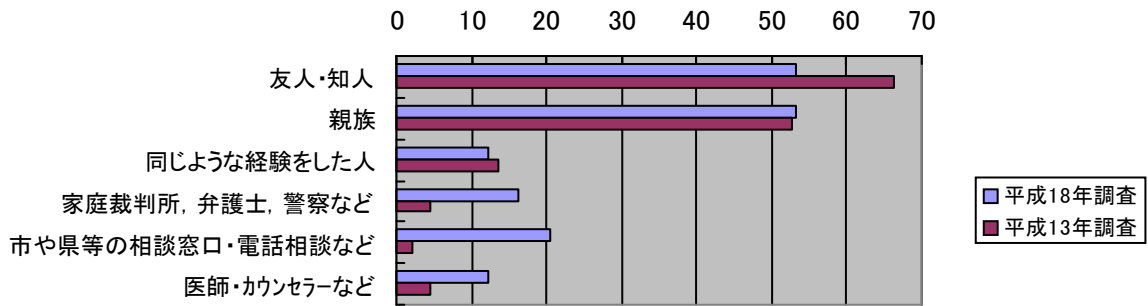


表3 市の女性相談所におけるDV相談件数の推移等

項目		平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度実績	平成18年度実績	平成19年度実績
活動指標	女性相談件数	1,220件	1,405件	1,613件	1,693件	1,922件
	女性相談件数のうちDV相談件数	124件	221件	327件	321件	429件
	被害者の女性を民間シェルターで保護した延べ日数	307日	336日	305日	308日	414日

グラフ 14

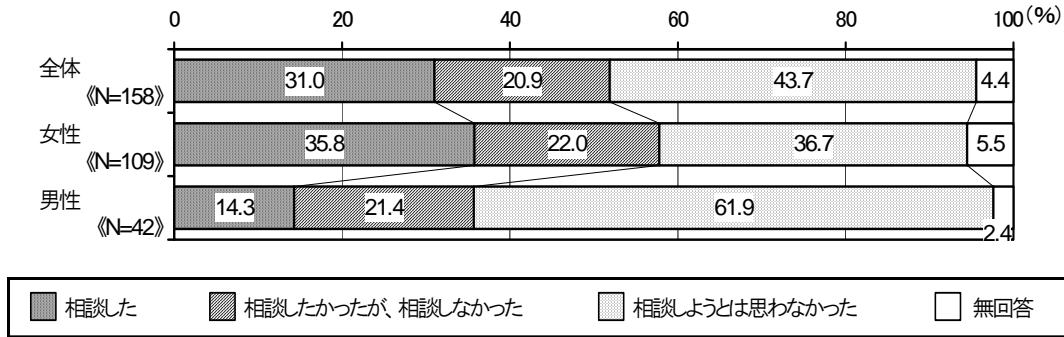
暴力を受けた人で相談した人の相談先



(出典『平成 18 年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』)

グラフ 15

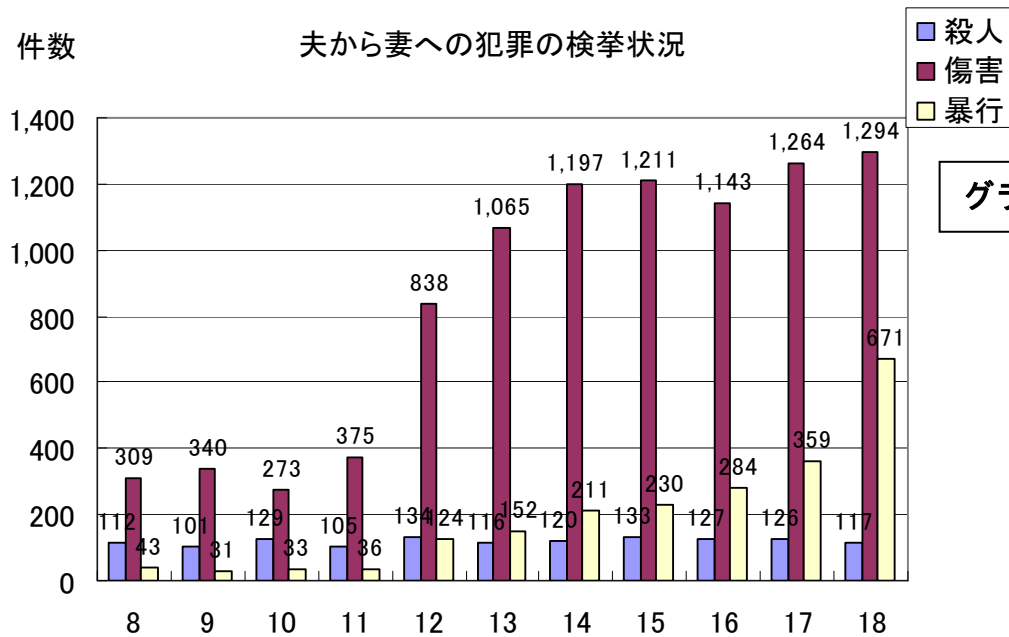
相談の有無（暴力を受けた人）



(出典『平成 18 年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』)

件数

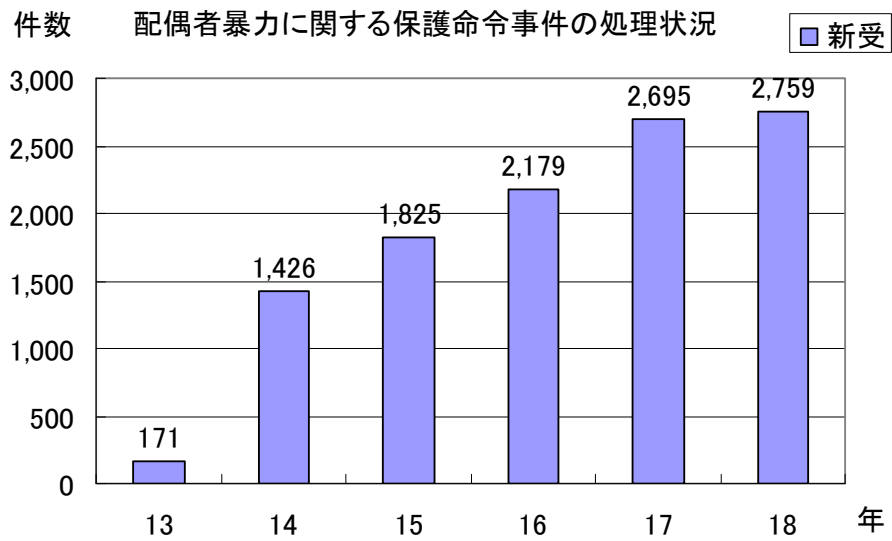
夫から妻への犯罪の検挙状況



グラフ 16

(出典『平成 19 年度版 男女共同参画白書』内閣府, 82 頁)

グラフ 17



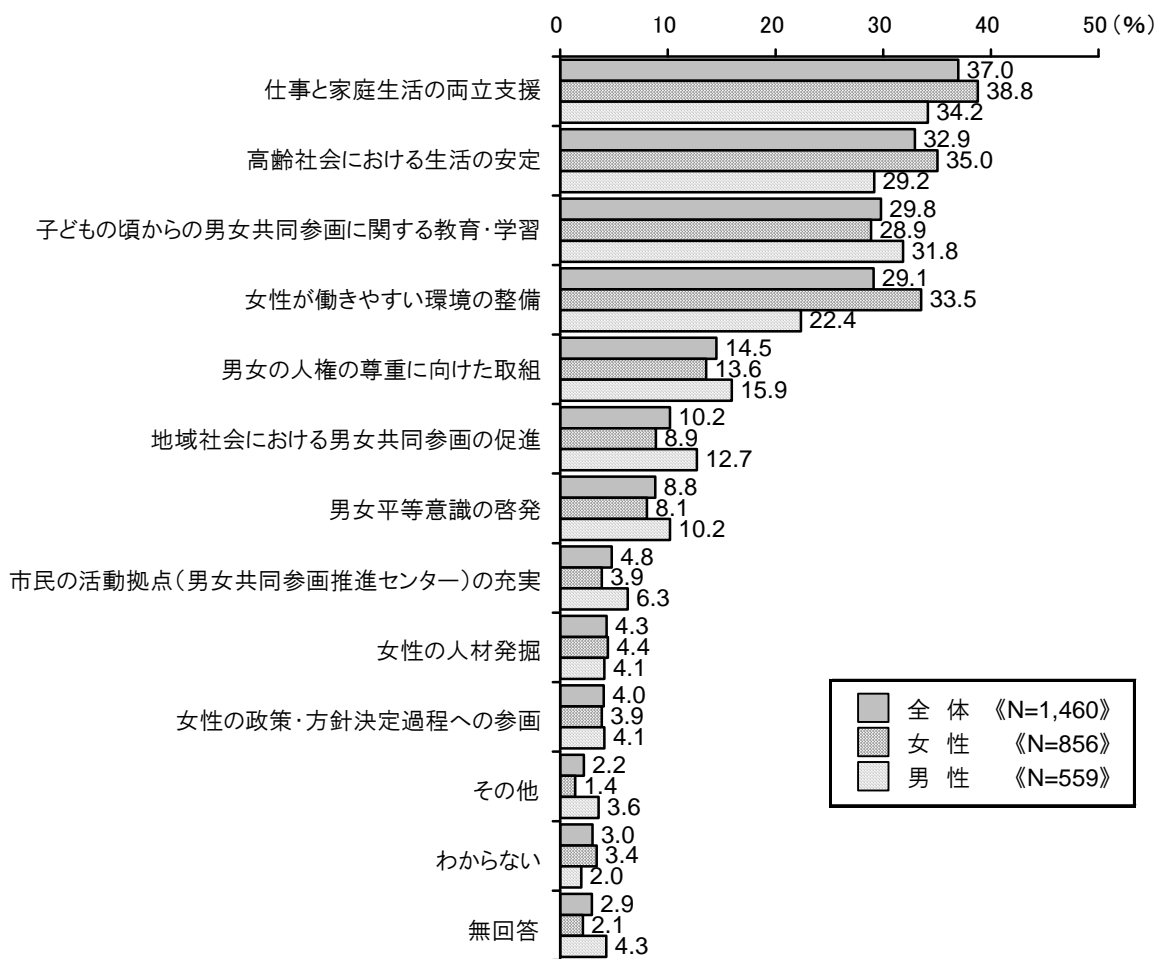
(出典『平成 19 年度版 男女共同参画白書』内閣府, 85 頁)

5 男女共同参画に関する施策

男女共同参画社会の実現に向けて力を入れたらよいと思う施策の上位3項目は「仕事と家庭生活の両立支援（37.0%）」、「高齢社会における生活の安定（32.9%）」、「子どもの頃からの男女共同参画に関する教育・学習（29.8%）」となっており（グラフ18）、これらのニーズに的確に対応する必要があります。

グラフ 18

男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべき施策



(出典 『平成 18 年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』)

Ⅲ 第1次行動計画（5年間）の総合評価

市では、「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」（第1次行動計画，計画期間：平成15～19年度）に基づき，計画的に施策・事業を実施しました。第1次行動計画では，3つの基本目標を定め，それぞれの基本目標には，男女共同参画の推進に向けた目標値や，様々な施策・事業を盛り込んでいます。

平成19年度は，第1次行動計画の最終年度に該当するため，同計画に基づき取り組んできた施策・事業の総合評価を行いました。

その結果，基本目標Ⅰ「男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重」のうち，施策の方向4（以下数字のみ）「生涯を通じた男女の健康を促進する」は目標値を達成できましたが，1「男女平等意識を啓発する」は目標値に近づけられなかったため，今後更なる啓発が求められています。2「男女共同参画に関する教育・学習を推進する」は目標値には届きませんでした，徐々に向上しています。

基本目標Ⅱ「あらゆる分野における男女の参画機会の確保」のうち，7「政策・方針決定過程への女性の参画を促進する」や8「女性の人材を発掘し育成する」は目標値に届きませんでした，徐々に向上しています。6「地域社会における男女共同参画を促進する」は，目標値に近づけられなかったため，引き続き力を入れていく必要があります。

基本目標Ⅲ「男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備」では，12「ひとり親家族，障がいのある人が安心して暮らせる環境を整備する」，13「市民団体等と連携し活動を支援する」は目標値を達成しましたが，9「家庭生活とその他の活動の両立を支援する」は目標値に近づけられなかったため，更なる充実が求められています。10「就業の分野における環境を促進する」は目標値には届きませんでした，徐々に向上しています。

第1次行動計画の推進期間は平成20年3月をもって終了しましたが、目標値に届かなかった目標については、第2次行動計画等を実施していく中で、引き続き、実現に向けて積極的、計画的に取り組んでまいります。

基本目標ごとの評価と課題は以下のとおりです。

基本目標 I 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

男女共同参画意識を啓発するため、市では毎年10月を男女共同参画推進月間として、啓発パネル展や啓発広報誌の発行などを行い、性別による差別の解消に取り組んできました。

平成18年度に行った市民意識調査によると、社会全体において男性優遇と感じる人の割合は72.3%と、依然として高い状況にあることから、社会の様々な分野で男女の地位が平等であると感じられるよう、男女共同参画意識の啓発の充実を図っていく必要があります。

また、男女の人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶するため、市では、DV対策関係機関ネットワーク会議の開催による関係機関との連携や、被害者を支援するための相談事業の充実を図ってきました。

平成18年度に実施した市民意識調査によると、過去2年間に夫や恋人から、身体的・精神的・性的暴力を受けた経験のある女性は10人に1人以上の割合であり、また、市女性相談所における平成19年度のDV相談件数も過去最高となるなど、DV被害が深刻化しています。

このため、DVが重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広めるとともに、被害者の保護はもとより、自立に向けた適切な健康支援を強化が必要です。

さらに、生涯を通じた男女の健康を支援するため、若い頃からの健康と性に関す

る正しい知識を得ることが大切なことから、市では、中学生を対象にした性教育サポート事業や出前講座等に取り組んできました。

また、男性と女性ではライフサイクルを通じて、異なる健康上の問題に直面することから、男女が互いの身体上の健康や特質を十分に理解しあい、思いやりをもって生きていくために、生涯を通じた男女の健康支援の充実が必要です。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画機会の確保

男女共同参画社会の実現にあたっては、様々な分野において、男女がともに対等なパートナーとして参画していくことが必要です。そのため、各種審議会や委員会、自治会等、政策及び方針の立案や決定の場に女性が参画できるよう、審議会委員等に必要とされる知識や表現力を身につけた人材を育成するための「女性リーダーステップアップ講座」等の開催に取り組んできました。

しかし、市における平成19年度の女性の審議会等委員の登用率は23.5%と、目標値の30%に達していない状況です。女性が様々な分野に参画し、男女の声がともに政策等に反映されるよう、今後更に公募委員の募集の周知や女性の登用のための積極的な働きかけに取り組めます。

基本目標Ⅲ 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが仕事や家庭生活、その他の活動等を両立していくことが必要です。

女性の労働力率は、30代前半の結婚・出産・子育て期に低下します。市では女性の労働力の向上を図るため、勤労者向けガイドブックの発行・周知や、男女共同参画

が進んでいる事業所の表彰，女性の再チャレンジの支援等に取り組んできました。

平成 17 年の国勢調査の結果によると，市の 30 代前半の女性労働力率は 57.1%で，徐々に上がっているものの，全国平均の 62.7%を下回っています。一方，30 代前半の女性の潜在的労働力率は 75.8%であり，就業意欲が高いものの，実際には就業が困難な状況にあります。

また，平成 18 年度の市民意識調査によると，社会的活動への参加意向があるものの，仕事が忙しいために参画できていない男性が 45.5%という状況です。

こうしたことから，男女が共に仕事や家庭生活のバランスを見直すよう，市民・事業者・市と連携を図るとともに，女性の継続就業や再就職の支援，多様な保育サービスの充実など，女性の就労支援を充実する必要があります。

課題の総括

「男女共同参画社会をめぐる社会の動向」、「男女共同参画に関する市民意識調査の結果」および「男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」の実績評価から導き出された課題の総括は次のとおりです。

第1次行動計画の推進期間は平成20年3月をもって終了しましたが、第2次行動計画等を実施していく中で、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的、計画的に取り組んでまいります。

課題1 男女共同参画意識づくり

- ・男女共同参画意識の更なる啓発が必要です。
- ・子どもからの男女共同参画意識づくりが必要です。

課題2 男性も女性も希望に沿って仕事・家庭生活・地域生活などに参画できる環境づくり

- ・仕事と家庭等との両立支援の推進が必要です。
- ・雇用環境の整備・働き方の見直しが必要です。
- ・チャレンジ支援が必要です。
- ・女性の再就職支援が必要です。
- ・男女がともに家庭生活に参画することが必要です。
- ・男女がともに地域活動に参画することが必要です。

課題3 男女共同参画の視点にたった人権尊重

- ・DV防止のための総合的な取組が必要です。
- ・男女の健康について理解しあうことが必要です。

IV 平成 19 年度推進状況

基本目標 I 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

【目標の考え方】

市では、これまで男女平等に向けた様々な取組を進めてきましたが、依然として男女間の不平等感が存在しています。また、女性に対する様々な形の暴力が存在し、早急に対応する必要があります。

このため、性別による差別的な扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられ、個性と能力を発揮できるよう、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る必要があります。

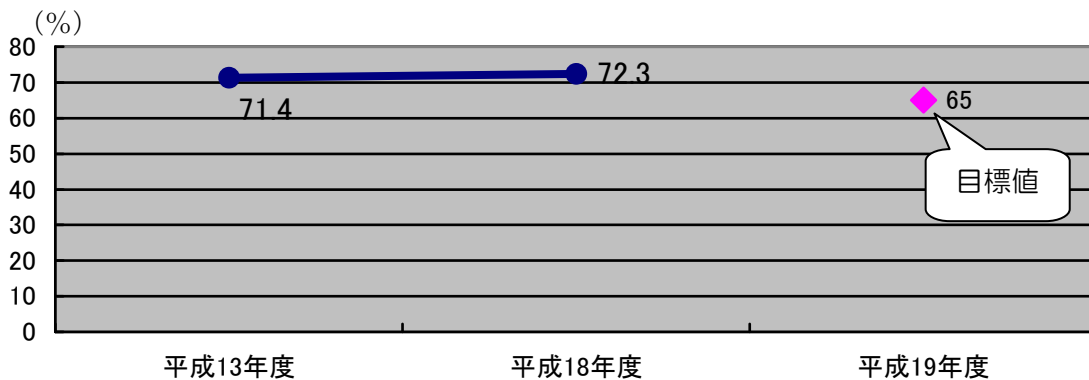
施策の方向1 男女平等意識を啓発する

〔基本方針〕

『男は仕事、女は家庭』という性別による役割分担の意識は、社会通念として深く根づいており、性別により無意識に差別し、不平等にしています。このため男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人として尊重され、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう、男女平等の意識づくりを進めます。

目標値 社会全体において男性優遇と感じる人の割合

71.4% → **72.3%** → 65.0%
(平成13年度) (平成18年度) (目標値)



(出典『平成13・18年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』)

重点施策・事業

◆ 男女共同参画の視点からのガイドラインの活用 (事業番号1)

多くの市民の目に触れる市の刊行物に、性別による固定的な役割分担をイメージさせるイラスト等が掲載されないようにすることで、市民の性別による固定的な役割分担の意識を払拭に努めました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績※	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	ガイドラインの 周知回数	122 部	122 部	1 回	3 回	4 回
成果 指標	市の刊行物発行 にあたり、男女共 同参画課が指導 した件数			5 回	4 回	5 回

※ 平成 17 年度から、ガイドラインの周知方法は、各課へのガイドラインの配布から、庁内 LAN を利用し、全職員へ周知する方法に変更しました。

◆ 男女共同参画推進月間の実施（事業番号 4）

市では、毎年 10 月を男女共同参画推進月間とし、この期間に「第 1 回ときめく未来へ参画会議 & フェスティバル」をはじめ、男女共同参画に関する啓発事業を重点的、集中的に実施しました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	各団体への事業依 頼件数	350 件	664 件	728 件	744 件	730 件
成果 指標	「男は仕事、女は 家庭」に同感しな い市民の割合 (平成 13 年度)	55.3%	—	—	53.2%	—

◆ 成人を対象とした講座の開催（事業番号 5）

市では、男女共同参画関連講座を開催し、男女共同参画について、広く市民に啓発を行いました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	講座実施回数 (男女共同参画課主催)	15 回	49 回	31 回	27 回	30 回
	講座実施回数 (生涯学習課主催)	342 回	277 回	250 回	191 回	179 回
成果 指標	講座受講者数 (男女共同参画課主催)	753 人	1,778 人	1,277 人	3,270 人	2,198 人
	講座受講者数 (生涯学習課主催)	11,269 人	6,910 人	6,227 人	5,076 人	5,076 人

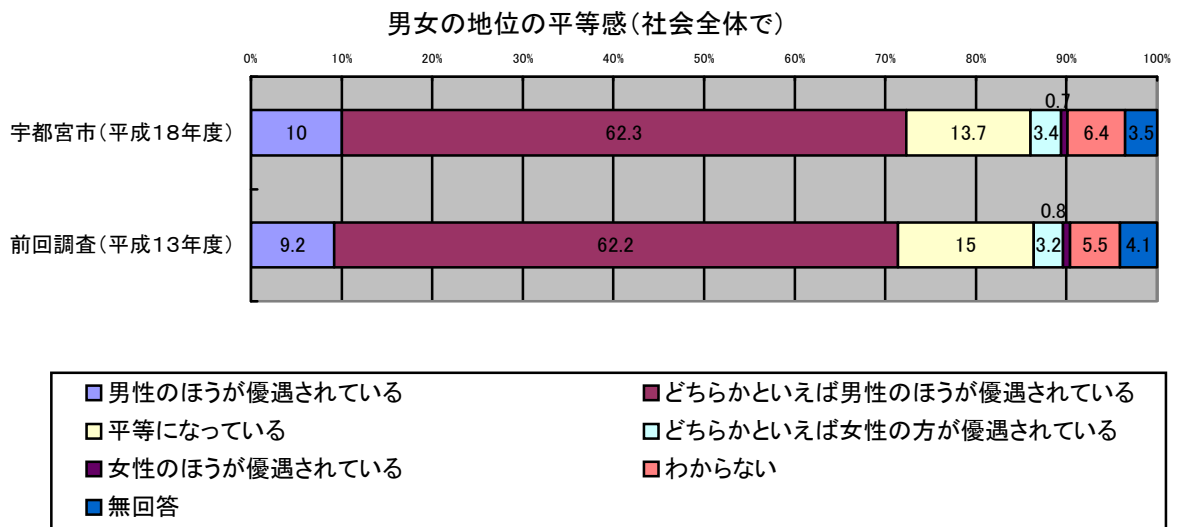
※生涯学習課主催の講座は、市民大学や教養講座等、成人を対象とした講座。

現 状

男女共同参画推進月間において、啓発パネル展や啓発広報誌の発行、啓発講座を実施するとともに、平成18年10月には「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」を開催するなど、男女平等意識の啓発に取り組みました。

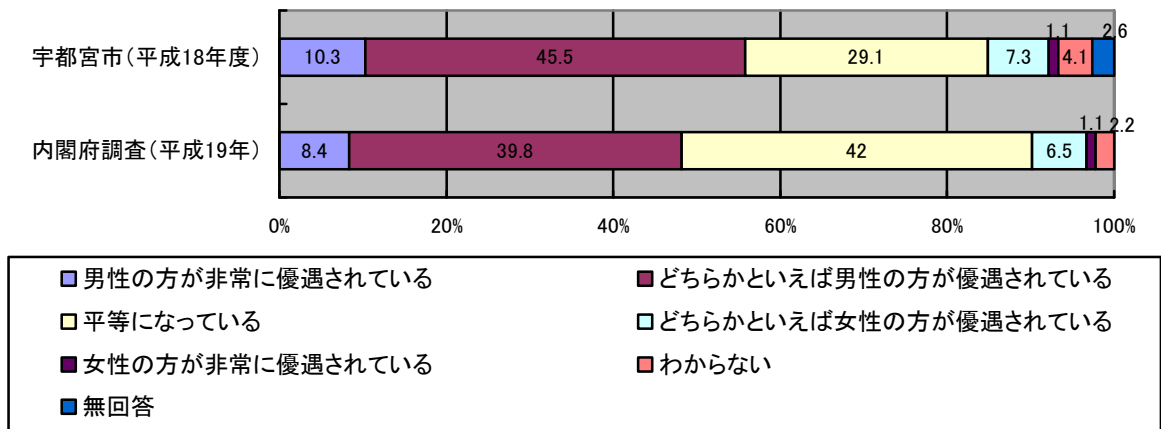
平成18年度に市が実施した市民意識調査によると、社会全体で「男性が優遇されている」と感じる市民の割合は72.3%で、前回行った平成13年度調査とほぼ横ばいの状態です。

また、家庭生活において男女平等と感じる人の割合は29.1%で、平成19年度に内閣府が実施した調査結果の全国平均42%を大きく下回っており、男女間の不平等感が依然として存在している状況です。



(出典『平成18年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』)

男女の地位の平等感(家庭生活で)



(出典『平成18年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』・『平成19年内閣府男女共同参画社会に関する世論調査』)

課題

男女間の不平等感が依然として存在している背景には、長い時間をかけて培われてきた慣習、固定的な価値観や意識があり、これを変えるには、まだ啓発活動が不足していると考えられます。

男女がともに個人として等しく尊重され、1人ひとりの個性や能力を発揮できるよう、意識啓発の対象を広げたり、啓発講座・啓発イベント・啓発広報の回数を増やしたりしながら、積極的に男女平等意識の醸成を図る必要があります。

対応

啓発広報や、男女共同参画推進月間における市民・市民団体との協働イベントである「ときめく未来へ参画会議&フェスティバル」の開催に加え、市民企画型啓発講座などを実施することにより、市民の性別による役割分担の意識の解消に努めます。

また、「家庭の日」の更なる普及や新たに「ファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）」を推進することで、男性の子育てへの参画意識も啓発し、家族が協力・尊重しあう男女共同参画意識の醸成に積極的に取り組みます。

施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習を推進する

〔基本方針〕

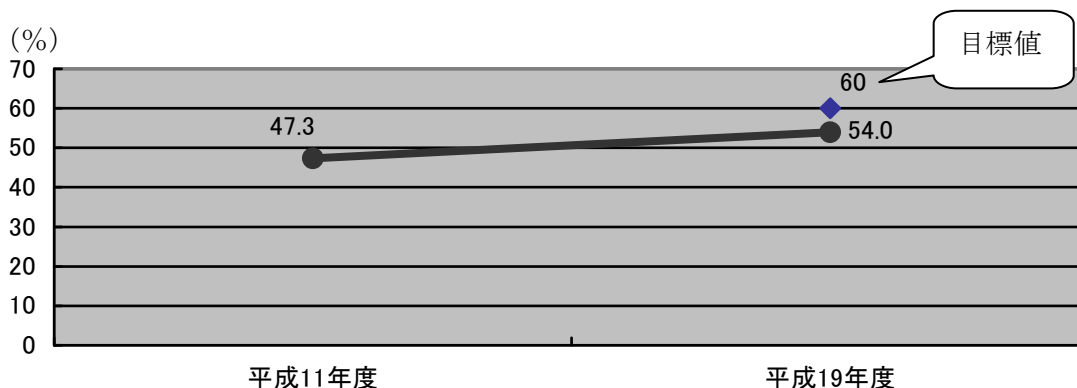
男女共同参画を進めていくためには、子どもの頃から男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成することが大切です。

子どもは、保護者の性別による役割感やしつけなどの影響を受けやすいため、幼少期から、子どもを特定の型にはめることなく、個性や興味、関心等を大切にしながら育み、子どもが生涯にわたって主体的に多様な生き方を選択できる能力を伸ばすような家庭教育や学校教育が求められています。

市では、このような教育を推進するとともに、また、市民が男女共同参画について関心を持ち学習していけるよう、家庭や地域における男女共同参画の学習活動を支援します。

目標値 「家事は男女が力を合わせてするのが良い」の回答者の割合（小学5年生）

47.3% → **54.0%** → 60.0%
 （平成11年度） （平成19年度） （目標値）



（小学5年生男女共同参画意識調査）

重点施策・事業

◆ 男女共同参画教育参考資料の作成及び活用（事業番号14）

市では、小学5年生用の教材、教職員用の指導書である「かがやき」を積極的に活用し、児童の男女共同参画に関する意識の醸成に努めました。

項目		平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績
活動 指標	教材の配布部数	6,000部	6,000部	6,200部	6,350部	5,650部

現 状

市では、男女共同参画に関する教育・学習を推進するため、小学校5年生と教職員を対象に、男女共同参画教育参考資料「かがやき」を配布し、授業などで活用するなど、児童の男女共同参画意識の醸成に取り組んできました。

平成19年度に、市が小学5年生を対象に実施した意識調査によると、「家事は男女が力を合わせてやるのが良い」と回答した割合は54.0%で、その割合は徐々に増えていますが、目標値には届きませんでした。

また、平成18年度に市が実施した市民意識調査によると、男女共同参画の実現に向けて市が力を入れたら良いと思う施策の第3位に「子どもの頃からの男女共同参画に関する教育・学習」が挙げられており、子どもの頃からの意識の醸成が重要であると考えられる人が多い状況です。



教育参考資料「かがやき」

課 題

小学生における男女共同参画の意識がなかなか向上しない背景として、家庭等で培われてきた慣習、固定的な価値観や意識があり、これを変えるには、さらに啓発活動を充実させていく必要があると考えられます。

また、子どもは家庭における保護者の役割分担や言動に大きく影響を受けるため、保護者の男女共同参画意識も高めることが大切です。

市では、教育参考資料「かがやき」を使って啓発活動に取り組んでいますが、その活用状況について市立小学校にたずねたところ（計68校）、「児童に配布のみ行っている」が31校（45.6%）、「授業において活用している」が33校（48.5%）、「宿題を出している」が4校（5.9%）との結果がまとめられ、今後、一層の活用を図ることが必要です。

対 応

小学校では、教育参考資料「かがやき」を積極的に活用するとともに、市職員などによる出前講座を実施するなど、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

また、子どもの教育の基本である家庭において、男女平等や男女の協力など、男女共同参画の正しい教育が行われるよう、保護者を対象に家庭教育の重要性についての意識啓発や学習機会の提供を積極的に行います。

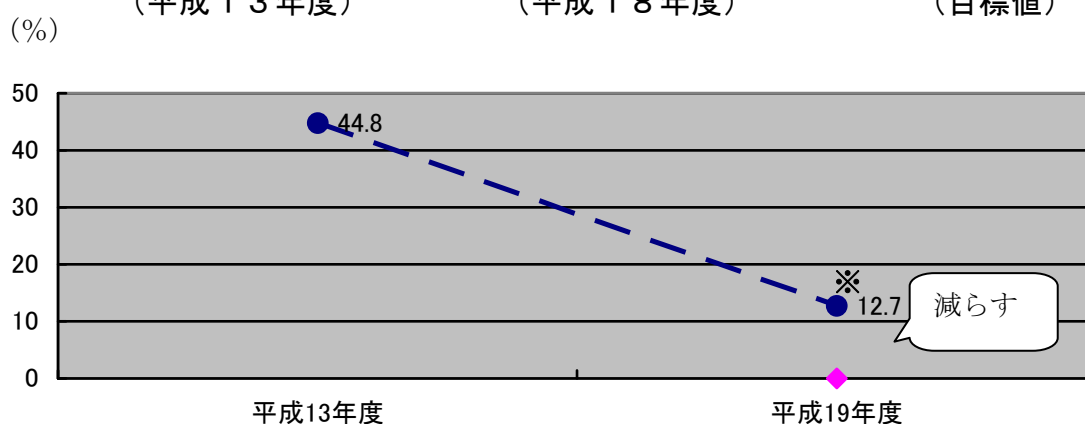
施策の方向3 男女の人権を尊重しあらゆる暴力を根絶する

〔基本方針〕

夫やパートナーからの女性に対する暴力(いわゆる「ドメスティック・バイオレンス」,以下「DV」という)が、人権を侵害する重要な問題として顕在化しています。DV根絶に向けた環境づくりや被害者の支援を図るとともに、権利侵害に関する相談事業を充実させます。また、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)や女性を性的対象、視覚的対象とするような性の商品化の防止について取り組みます。

目標値 配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合

44.8% → 12.7% → 減らす
 (平成13年度) (平成18年度) (目標値)



(男女共同参画市民意識調査)

市では、配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合を減らすことを目標としました。

(※)平成18年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、前回調査とは質問内容が異なるため単純な比較はできませんが、過去2年間に夫や恋人から身体的・精神的・性的暴力を受けた経験があると答えた女性は、12.7%でした。

【市民意識調査質問内容】

◆13年度調査

あなたは、パートナーから(1)から(9)のようなことをされた経験がありますか。

- (1) 命の危険を感じるくらいの暴行を受けた
- (2) 医師の治療が必要となるくらいの暴行を受けた
- (3) 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた
- (4) 何を言っても無視され続けた
- (5) 交友関係や電話を細かく監視された
- (6) 「だれのおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言われた
- (7) 大声でどなられた
- (8) 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた
- (9) いやがっているのに性的な行為を要求された

◆18年度調査

あなたは過去2年間に夫や妻、恋人から、(1)から(3)のような暴力を受けた経験がありますか。

- (1) 身体に対する暴力を受けた
- (2) 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた
- (3) 性的な行為を強要された

重点施策・事業

◆ 女性のための相談機能の充実（事業番号 22）

女性相談のうち、特に緊急性のある DV 相談に対して、迅速で的確に対応することで、問題を潜在化させないように努めました。

項目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	女性相談件数	1,220 件	1,405 件	1,613 件	1,693 件	1,922 件
	女性相談件数の うち DV 相談件数	124 件	221 件	327 件	321 件	429 件
	カウンセリング・弁護士 相談人数	93 人	91 人	97 人	91 人	94 人

◆ ドメスティック・バイレンスなどの被害者に対する保護と自立支援（事業番号 26）

DV 被害者の迅速な保護とより早い社会復帰・精神的自立を目指し、被害者の保護に柔軟に対応できる民間シェルターの運営を支援するほか、被害者同士が助け合いながら、自立に向けて自ら行動を起こすための自助グループ活動を支援し、参加を促しました。

項目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	被害者の女性を民間 シェルターで保護した延べ日数	307 日	336 日	305 日	308 日	414 日
	自助グループ開催 回数	25 回	20 回	27 回	41 回	50 回
成果 指標	緊急一時保護が必要な被害者に対する 対応率	100%	100%	100%	100%	100%
	自助グループ参加 延人数	82 人	87 人	125 人	162 人	204 人

◆ 女性に対する暴力相談ネットワークの構築（事業番号 27）

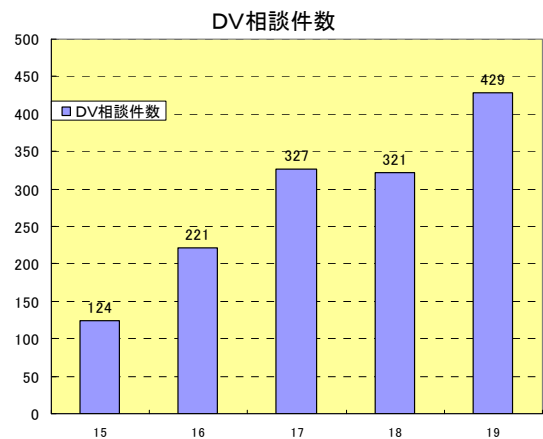
暴力の相談については、単一の機関のみで支援を完結することが困難であるため、庁内外の関係機関が連携するネットワークの構築に取り組みました。

項目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	DV 防止庁内 連絡調整会議 開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
	宇都宮市 DV 対策関係機関 ネットワーク 会議開催回数	—	—	—	1 回	2 回

現状

市においては、女性相談所の相談体制の充実を図るとともに、DVの関係機関との連携を図るため「DV対策関係機関ネットワーク会議」を設置するなど、DV被害者に対する相談事業の充実に取り組んできました。

市女性相談所における平成19年度のDV相談件数は429件で、過去5年間で約3.5倍に増加しています。また、市においてDVが原因となる凄惨な殺人事件が平成19年度に2件発生するなど、DV被害が深刻化しています。



課題

DVの相談件数が増加している背景には、平成16年にDV防止法が改正されたことにより、身体的暴力に加え、精神的暴力などもDVに含まれたことや、配偶者からの暴力は犯罪であるという認識が広まってきたことで、これまで潜在的であったものが表面化してきたものと考えられます。

DVは重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広めるとともに、DVの根絶に向けた環境づくりに取り組む必要があります。

対応

平成20年4月から配偶者暴力相談支援センター業務を開始するとともに、DV防止の啓発活動に取り組みます。

また、平成21年3月を目途に、DVの予防から被害者の自立支援まで一貫して取り組めるよう、DV対策を総合的かつ計画的に進めるためのDV対策基本計画の策定に取り組めます。

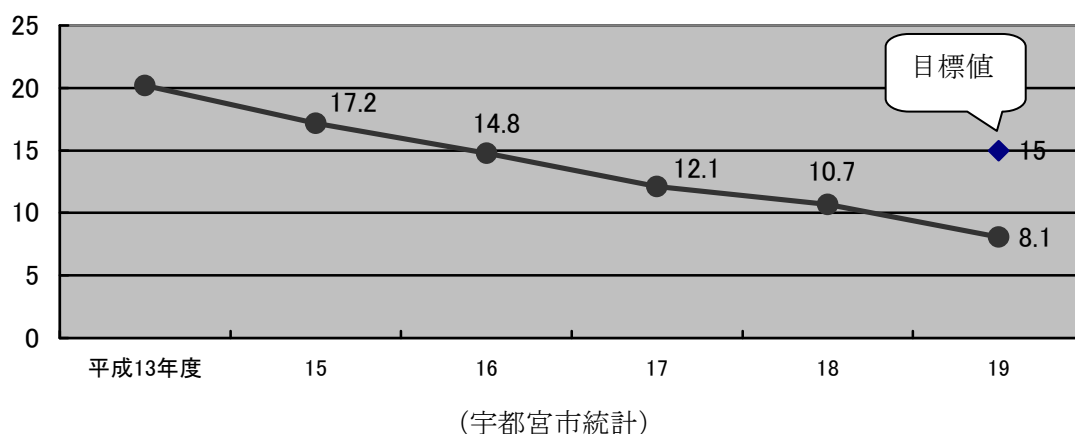
施策の方向4 生涯を通じた男女の健康を支援する

〔基本方針〕

女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、思春期や更年期・向老期など、男女共に健康上の問題を抱えていることが指摘されています。このため、男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯を通じて健康を享受できるように、生涯にわたる健康づくりを支援します。

目標値 20歳未満の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満の女子総人口1,000人あたり）

20.2% → **8.1%** → 15.0%
 （平成13年度） （平成19年度） （目標値）



注) 20歳未満の人工妊娠中絶実施率：15歳以上20歳未満の女子総人口1,000人あたりの実施率。宇都宮市の医療機関にて受理した分であり、宇都宮市以外の住所地の人も含まれる。

重点施策・事業

◆ 性教育サポート事業の実施（事業番号33）

市立中学3年生を対象に、性に関して望ましい行動が取れるよう、産婦人科医師による健康教育を行い、生命の尊重や性に関する正しい知識の理解を促しました。

項目		平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度実績	平成18年度実績	平成19年度実績
活動指標	実施学校数	21校	21校	21校	21校	25校
成果指標	アンケート結果による生徒の理解度			90%	90%	90%

◆ 性と健康に関する健康教育の開催（事業番号 34）

中学生を対象に、ピアカウンセリング手法を用いて、性と健康に関する正しい知識や情報を得る健康教育の講座を、実施しました。

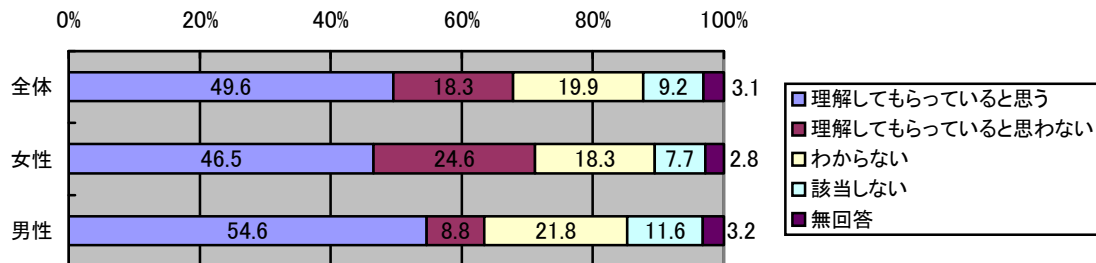
項目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	性と健康に 関する出前 講座受講者 数				3,377 人	1,979 人

現 状

市では、中学生を対象に、産婦人科医による健康教育や、性と健康に関する出前講座を開催するなど、生命の尊重や性に関する正しい知識の理解を深めるための事業を実施しており、平成 19 年度における 20 歳未満の人工妊娠中絶実施率は 8.1%で、6 年間で 12.1 ポイント減少し、目標を達成している状況です。

一方で、平成 18 年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、健康や身体に対するパートナーの理解についてたずねたところ、「理解してもらっているとは思わない」と回答した女性は 24.6%で、男性の 8.8%を 15.8 ポイント上回り、男性と女性が感じる理解の度合いに差がある状況です。

健康や身体に対するパートナーの理解



課題

人工妊娠中絶が減少してきた背景には、市立中学3年生を対象に産婦人科医による性教育を行っていることや、中学生を対象に性と健康に関する出前講座に取り組んできたことも考えられます。

今後も、若者が自らの性と健康を守るための望ましい行動がとれるような資質や能力を養うとともに、男女が互いの身体的な特質を十分に理解しあい、生涯を通じて健康を享受できるよう、ライフステージや身体的な特質に応じた健康支援を行う必要があります。

対応

性教育サポート事業を全中学校において引き続き実施し、性や健康に関する正しい情報の提供を行います。

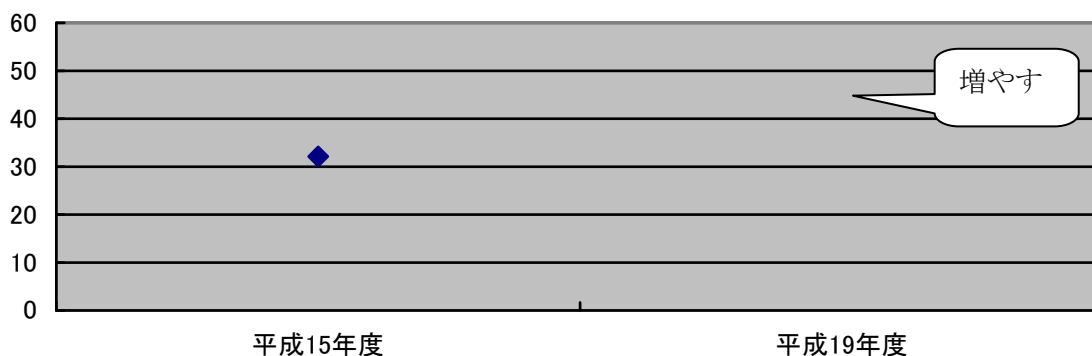
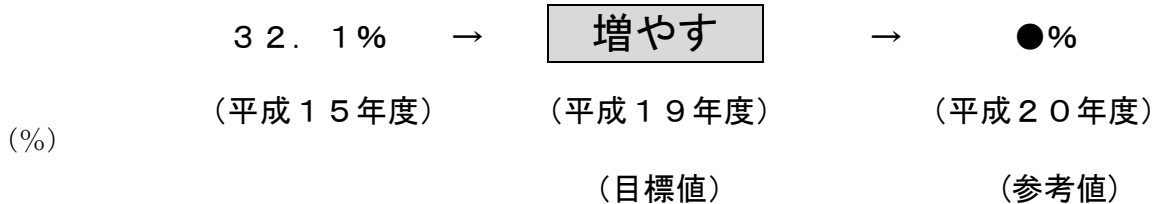
また、男女のライフステージに応じた健康講座などを開催し、健康支援を行います。

施策の方向5 国際化に対応した男女共同参画を促進する

〔基本方針〕

男女共同参画社会を実現していくためには、国際社会における様々な取組と密接な関係があることから、それらと連携・協調して行われることが重要です。また、市内在住の外国人が増え、地域社会等で外国人との交流を推進する必要が出てきました。このため、在住外国人がより市民生活を豊かに、そして地域と積極的に交流できるよう支援します。

目標値 在住外国人で困ったときに相談できる日本人の知り合いがいる人の割合



(在住外国人アンケート調査)

※在住外国人アンケート調査は平成20年6月に実施します。

重点施策・事業

◆ 外国語による相談体制の充実（事業番号25）

在住外国人が快適な市民生活を送れるように相談窓口を設置しました。

項目		平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績
活動 指標	外国人相談窓 口の行政相談 件数	421件	390件	391件	462件	958件

◆ 日本語講座の開催（事業番号48）

在住外国人が基本的な日本語能力を身に付け、快適な市民生活を送れるよう、ボランティア講師による日本語講座への参加受講者を増やしました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	日本語講座開講回数	160 回	132 回	133 回	185 回	185 回
成果 指標	外国人講座受講者数 (延べ人数)	3,630 人	3,900 人	4,132 人	4,303 人	4,490 人

現 状

平成 20 年 3 月末での市外国人登録者数は 8,036 人で、市人口の約 1.58%を占めています。

市では平成 19 年 7 月に、表参道スクエアの市民プラザ内に「宇都宮市国際交流プラザ」をオープンしました。ここでは、在住外国人の様々な相談に対応するとともに、情報の提供、日本人も含



在住外国人と交流する様子

めたイベント・講座による交流促進、さらに日本語指導者や地域における国際交流リーダーの育成などを行っています。

国際交流プラザにおいては、これまで外国人のための行政相談に加え、生活相談など多様な相談に応じているため、平成 19 年度の相談件数は大幅に増加しました。

課 題

国際化の進展に伴い、市においても在住外国人が増加しており、その結果、在住外国人が市の住民として理解され、より豊かな市民生活を送ることができる共生社会の形成が求められています。

対 応

在住外国人が、安心して快適な市民生活を送れるようにするため、平成 20 年度に「宇都宮市国際化推進計画」を策定し、具体的な施策・事業について検討します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画機会の確保

【目標の考え方】

男女共同参画社会の実現にあたっては、あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。しかし、審議会や各種委員会における女性の占める割合は依然として低い状況にあります。女性の意見を政策・方針決定過程に反映させるため、女性の人材の育成・発掘に努め、意思決定の場における女性の参画を進めます。

施策の方向6 地域社会における男女共同参画を促進する

〔基本方針〕

市民主体のまちづくりを推進するためには、男女がともに地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが必要です。このため、地域におけるボランティア活動の支援や、地域活動の活性化を図るなど、地域社会における男女の共同参画を進めます。また、自治会などの地域の社会活動組織において女性が積極的に参加できるよう支援します。

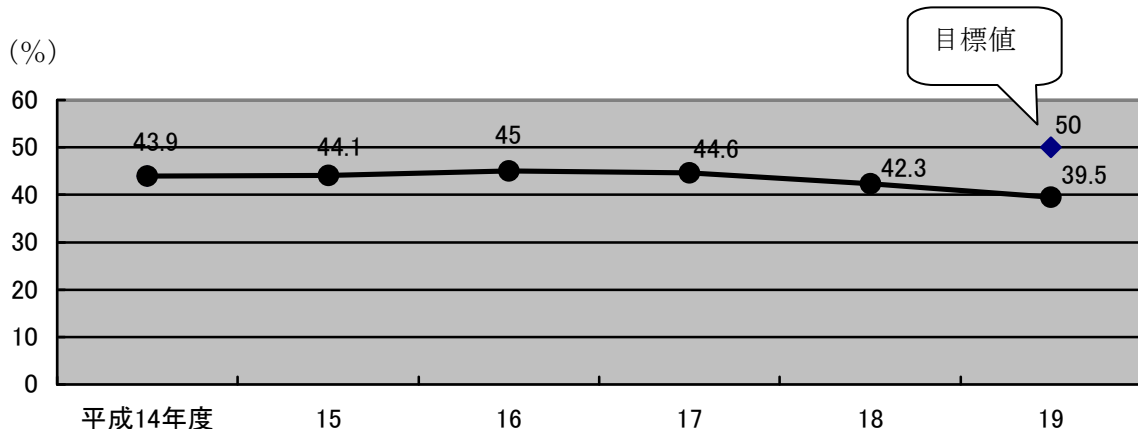
目標値 ボランティア及び市民活動グループの代表者の女性比率

43.9% → **39.5%** → 50.0%

(平成14年度)

(平成19年度)

(目標値)



(宇都宮市民活動サポートセンター登録団体調査)

重点施策・事業

◆ 地域団体等への啓発 (事業番号55)

自治会やPTAなど地域の社会活動組織において、女性が参画しやすい環境・雰囲気づくりの啓発に取り組みました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	啓発回数	随時	随時	随時	随時	随時
成果 指標	単位自治会長の 女性の人数	13 人	13 人	16 人	14 人	16 人

◆ 市民活動サポートセンターの運営充実（事業番号 56）

市民との協働を進めるため、サポートセンターにおいて社会に貢献しようとする市民等を支援し、ボランティア活動を通して女性の社会参画のきっかけづくりに取り組みました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	サポートセン ター利用者数	14,374 人	17,068 人	16,205 人	20,000 人	21,862 人
	情報誌の発行	25,200 部	25,200 部	25,200 部	25,200 部	25,200 部
	まちづくりに ついて話し合 う会開催回数	12 回	12 回	10 回	10 回	13 回
成果 指標	市民活動団 体の代表者の女 性比率	44.1%	45.0%	44.6%	42.3%	39.5%
	サポートセン ターの登録団 体数	327 団体	372 団体	435 団体	440 団体	488 団体

◆ 保健と福祉のボランティア活動の支援（事業番号 57）

福祉ボランティアの活動を促進し、ボランティアセンターへの登録者数を増やし、保健と福祉のボランティア活動に関心のある人が参画するきっかけづくりに取り組みました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	シニアボラン ティア養成講座の 開催	0 回	1 回	1 回	4 回	3 回
成果 指標	シニアボラン ティア養成講座の 参加者数	0 人	20 人	12 人	14 人	25 人

現状

宇都宮市民活動サポートセンターに登録するボランティア及び市民活動グループの代表者の女性比率は、平成19年度で39.5%と減少傾向にあり、当初計画に掲げた目標値を達成しませんでした。

また、単位自治会長における女性の人数も横ばいの状況です。

一方、平成18年度に行った市民意識調査によると、女性で社会活動や地域活動に参加している人の割合は、平成13年度の調査と比較して増加しています。

このようなことから、女性の社会活動や地域活動への参加は増えているものの、代表的な役割を担う人は依然として少ない状況です。

課題

市民活動団体の代表者の女性比率が低下している背景には、増加している活動団体の構成メンバーは団塊世代の男性が多い傾向にあることなどが考えられます。

また、単位自治会における女性の割合が横ばいの理由としては、地域によって固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどが考えられます。

男女がともに地域活動等に参画し、市民主体のまちづくりを推進するため、女性が代表的役割を担えるよう意識の改革も含め、女性の積極的な参加を支援する必要があります。

対応

最も身近な地域活動のひとつである自治会活動において、男女双方の意見を反映することで活動がより活発になることの理解を、各種啓発活動を通じて促します。

また、地域活動への女性の参画を促進するため、各地域に設置されている自主防災会へ新たに働きかけを行い、女性の視点を反映した防災活動を促します。

さらに、「地域活動促進講座」を通し、地域活動の中で代表的役割に就くことなど、地域社会に参画していくことの意義について気付きを促します。

施策の方向 7 政策・方針決定過程への女性の参画を促進する

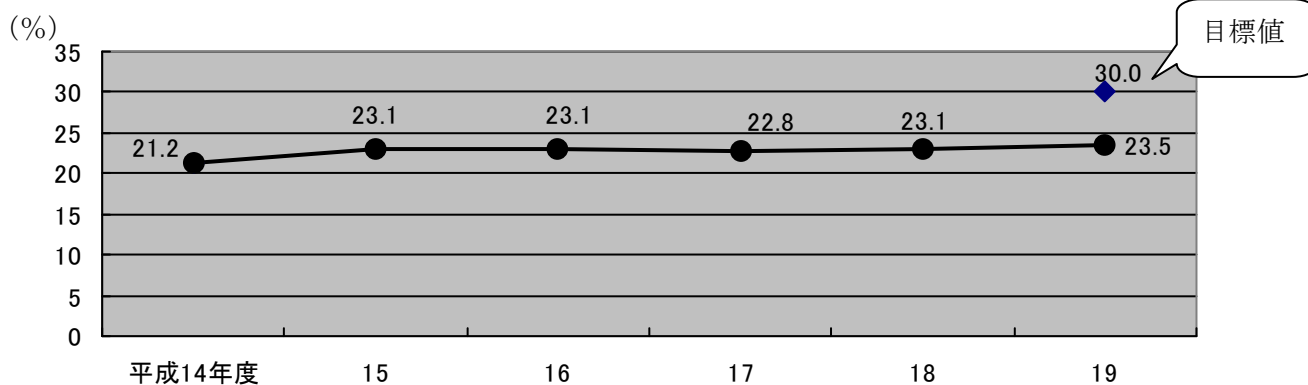
〔基本方針〕

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていくことが極めて重要です。このため、市の審議会や委員会への女性委員の割合を高め、男女双方が政策や方針に参画できるように配慮します。また、女性農業者等が経営主と対等のパートナーとして経営等に参画できるよう支援します。

目標値 各種審議会等委員に占める女性の割合

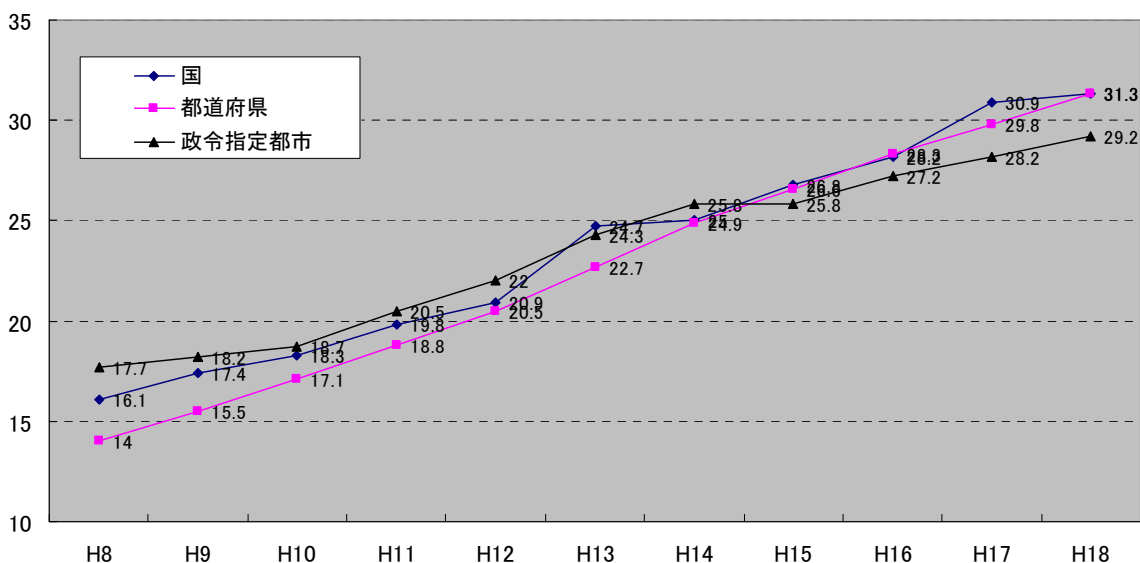
21.2% → **23.5%** → 30.0%

(平成14年度) (平成19年度) (目標値)



(宇都宮市各種審議会等委員調査)

審議会等における女性委員割合の推移



(出典『平成19年度男女共同参画白書』内閣府, 50・51頁)

重点施策・事業

◆ 各種審議会等委員への女性の登用の促進（事業番号61）

女性委員のいる審議会等の割合を増やすとともに、各種審議会等委員への女性の登用を促進しました。

項目		平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績
活動 指標	公募委員募集 (市民へ周知) 回数(新規・更 新募集案内等)	12回	8回	6回	10回	13回
	各種審議会等へ の女性登用に 関するPR回数 (庁内外周知)	1回	1回	2回	2回	7回
成果 指標	各種審議会等委 員に占める女性 の割合	23.1%	23.1%	22.8%	23.1%	23.5%

◆ 農村女性の各種委員会等委員への登用の促進（事業番号62）

農業・農村に重要な役割を果たしている女性の意見を反映させるため、農業振興対策協議会や水田農業推進協議会等各種委員会等への女性の登用を促進しました。

項目		平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績
活動 指標	農村女性の登用を 図る各種委員会・組 織等の数	7	5	5	3	4
成果 指標	農村女性の各種委員 会委員等への登用率	17.0%	16.0%	16.0%	10.1%	16.8%

◆ 家族経営協定締結の促進（事業番号63）

女性農業者及び後継者が経営主と対等に経営に参画することを明確に文書で取り決める協定件数を増やしました。

項目		平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績
活動 指標	農家個別訪問数	26戸	50戸	50戸	29戸	42戸
成果 指標	家族経営協定数 (累計)	119家族	128家族	137家族	150家族	170家族

現 状

市では、公募委員の募集や審議会等における女性登用に関する周知を行うなど、女性委員の登用に努めてきました。各種審議会等に占める女性の割合は徐々に上がっていますが、平成19年度で23.5%と目標値には届きませんでした。

また、農村女性の各種委員会等への登用率も横ばいの状況となっています。

課 題

各種審議会等に占める女性の割合が目標値に届かなかった背景には、審議会の構成メンバーはあて職が多く男性の割合が多いことや、特定の分野において専門知識を持つ女性の割合が少ないことなどが考えられます。

また、農村女性の各種委員会等への登用においても、あて職が多いことが、登用促進につながらなかったものと考えられます。

男女双方の声が市政全般に反映されるよう、引き続き、政策や方針決定過程における女性の参画を進める必要があります。

対 応

審議会委員等への女性の登用を促進するため、今後更に公募委員の募集の周知や、女性の登用のための積極的な働きかけに取り組めます。

施策の方向 8 女性の人材を発掘し育成する

〔基本方針〕

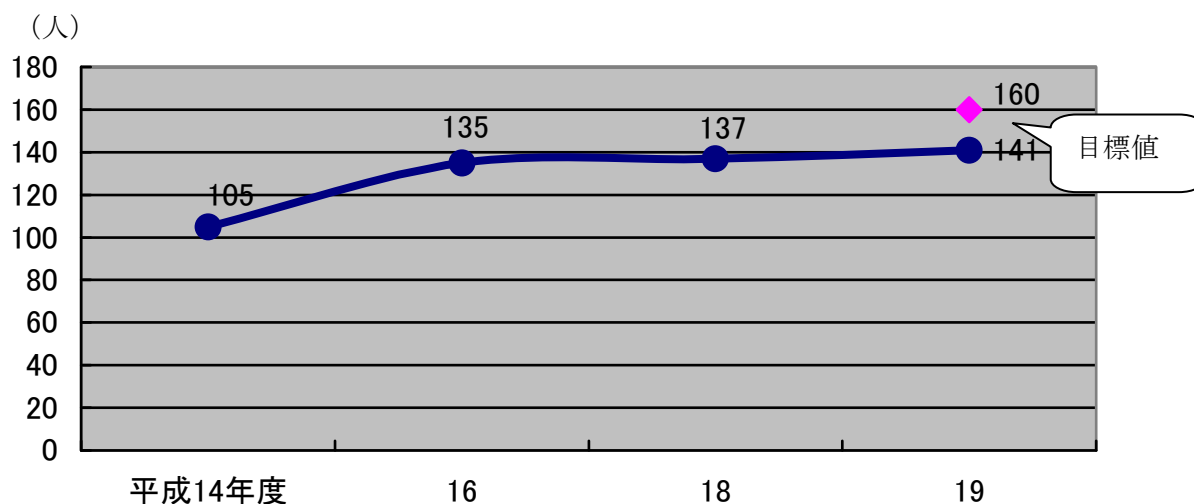
女性が、社会のあらゆる分野における政策及び方針の立案や決定の場に参画できるよう、女性の能力開発や人材の育成に取り組みます。

特に、男女共同参画を推進する地域リーダーの養成を図ります。

また、新たな人材を発掘するため女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストを整備することにより、各種審議会・委員会などへの女性の積極的な登用を図ります。

目標値 女性人材リスト登録者数

105人 → **141人** → 160人
 (平成14年度) (平成19年度) (目標値)



(宇都宮市男女共同参画課登録者数)

重点施策・事業

◆ 働く女性のための人材育成 (事業番号67)

働く女性を育成するため、パソコン講習などの各種講座への受講参加者を増やしました。

項目		平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績
活動 指標	勤労者・求職者向けの各種講習会 受講者数	236人	209人	188人	235人	60人

◆ 農村女性リーダー育成の支援（事業番号69）

農業経営に関わっている農村女性グループからの起業を促進するため、リーダー研修会の参加者を増やしました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	研修会等の参加者数	73 人	110 人	104 人	98 人	122 人
成果 指標	農村女性の起業件数	1 件	1 件	0 件	1 件	0 件

◆ 女性の人材情報の整備（事業番号75）

審議会等に女性が参画する機会を拡大するため、女性の登用を働きかけ、女性人材リストを整備充実するとともに、各分野への活用を図りました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	女性人材リストの 登録者数	105 人	135 人	135 人	137 人	141 人

現状

市では、女性の人材情報を収集し審議会等への登用を図るため、女性人材リストの充実に努めてきました。その結果、平成 19 年度現在の登録者数は 141 人で、当初掲げた計画目標値には届きませんでした。少しずつ増加しています。

また、審議会委員等に必要とされる知識や表現力を身につけた人材を育成する「女性リーダーステップアップ講座」を開催するなど、女性の人材育成に取り組みました。

農村女性のリーダー育成においては、リーダー研修会に参加する女性の数は増加傾向にありますが、農村女性の起業には結びついていない状況です。

課題

女性人材リスト登録者数が目標値に届かなかった理由として、メンバーを増やすための人材発掘や周知が十分でなかったことが考えられます。

また、女性が研修会に参加するだけでなく、研修等によって力をつけた女性が、その後、活躍できる機会を積極的に提供する必要があります。

対 応

男女共同参画の視点を持って、各分野で活躍するリーダーを養成する講座を開催するなど、引き続き女性リーダーの育成に取り組めます。

また、研修等で力をつけた女性に、男女共同参画の各種啓発事業における実行委員への参加を促すなど、女性の能力の活用を積極的に行います。



女性リーダーステップアップ講座
の開催の様子

基本目標Ⅲ 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

【目標の考え方】

男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが家庭生活やその他の活動を両立していくことが重要です。女性の労働力率は、30代前半の結婚・出産・子育て期に低下します。男女が共に仕事や家庭生活のバランスを見直し、それぞれの責任を果たせるよう、仕事や家庭生活の両立支援策を、市・市民・事業者との連携で進めます。

また、高齢になっても、あるいは障がいがあっても、自分らしい、生きがいのある豊かな生活を実現するため、誰もが生き生きと安心して暮らせる環境の整備に努めます。

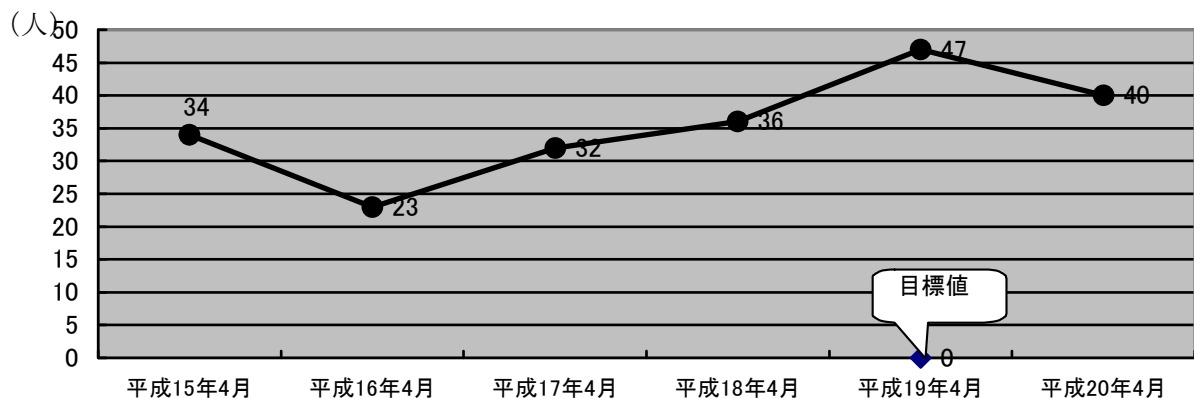
施策の方向 9 家庭生活とその他の活動の両立を支援する

〔基本方針〕

女性の場合は働き続けることを望みながらも、結婚や出産、子育て、介護等によって、仕事を中断せざるをえない状況が多くみられ、女性の年代別労働力率は依然として30歳代前半で低いものとなっています。男性も女性も家庭生活と仕事等のその他の活動との両立ができるよう、男女共同参画の視点に立脚した、就労意識の啓発や、子育て・介護サービスの充実、家庭や地域における子育て・介護支援の充実を図ります。

目標値 保育所の待機児童数

34名 → **40名** → 0名
(平成15年度) (平成19年度) (目標値)
(平成20年4月1日)



注) 待機児童数：保育所に入所できない児童の数

(宇都宮市保育所待機児童数調べ) (基準日は翌年の4月1日)

重点施策・事業

◆ 多様な保育サービスの提供（事業番号 78）

延長保育や障がい児保育などの特別保育を行う保育所の整備を進め、入所児の拡大を図りました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	特別保育事業数 (特別保育事業項目 ×実施園数)	181 事業	190 事業	196 事業	196 事業	233 事業
成果 指標	特別保育利用件 数	152,248 件	153,771 件	158,385 件	163,437 件	209,309 件

◆ 地域における保健福祉サービス提供体制の整備（事業番号 88）

各地区に保健福祉業務受付窓口の設置や保健師等の配置を行い、身近な地域で保健福祉サービスが提供できるよう体制の整備を図りました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	サービス提供 施設数	1	4	4	4	6

◆ ファミリーサポートセンター事業の推進（事業番号 90）

地域での子育てを支援するため、子育ての援助を受けたい会員と援助を行う会員の増加と利用件数の増加を図りました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	会員数	857 人	1,120 人	1,336 人	1,498 人	1,700 人
成果 指標	利用件数	2,881 件	4,065 件	4,145 件	3,977 件	4,226 件

現状

市では、仕事と家庭生活の両立を支援するため、市保育所の待機児童数を減らそうと、平成15年度から5か年で受け入れ可能な児童数（定員）を1,180人ほど増やしましたが、待機児童数は増加し、待機児童0の目標値には届きませんでした。

市では、延長保育などの特別保育サービスの提供を拡大するとともに、ファミリーサポートセンターの会員を増やし事業の充実を図るなど、仕事と家庭生活などの両立を支援するための様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

課題

保育所の定員を増やし、保育サービスの充実を図ったものの、待機児童を0にできなかった背景として、結婚や出産・育児に関わらずずっと職業をもちつづける人の割合が、平成13年度調査の19.1%から平成18年度調査は23.0%に増加していることなどが考えられます（『宇都宮市民意識調査』）。

男性も女性も仕事と家庭生活などをバランスよく両立できるよう、子育て環境の整備や、高齢者の介護支援などの充実が求められています。

対応

仕事と家庭生活の両立を支援するため、新たに市が認定する保育士などの資格を持つ家庭的保育者が自宅で保育する「家庭的保育事業（保育ママ制度）」や「事業所内保育所助成」を行うとともに、介護保険事業の着実な実施などに取り組みます。

施策の方向 10 就業の分野における環境の整備を促進する

〔基本方針〕

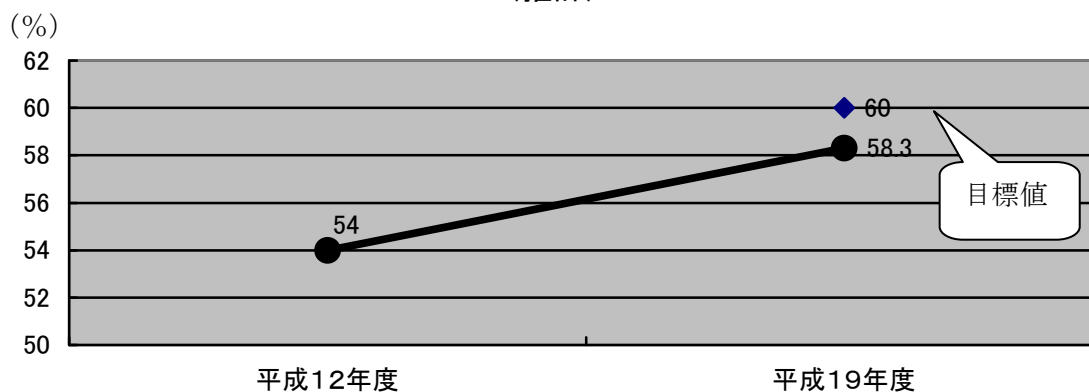
就業の分野における女性の参画を進めるためには、働き続けることができる環境づくりや女性の能力を発揮する機会の拡大が必要です。このため、職業能力の開発や再雇用の支援を推進するとともに、就業環境改善の意識啓発に努めます。また、起業など多様な形で働くことを希望する女性を支援していきます。

目標値 30代前半の女性の労働力率

54.0% → **58.3%** → 60.0%

(平成12年度) (平成19年度) (目標値)

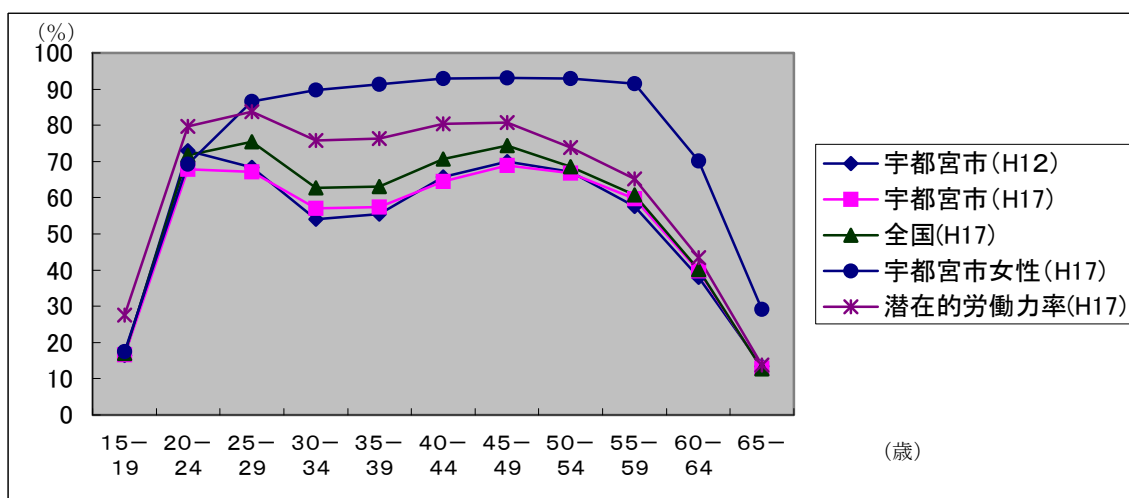
(推計)



(国勢調査)

注) 30代前半の労働力率：労働力人口（30歳以上35歳未満）／人口（30歳以上35歳未満）

年代別労働力率



注) 労働力率＝労働力人口（年齢階級別）／15歳以上人口（年齢階級別）

潜在的労働力率＝（労働力人口（年齢階級別）＋非労働力人口のうち就業希望者（年齢階級別））／15歳以上人口（年齢階級別）

総務省「労働力調査（詳細結果）」（平成17年平均）より

重点施策・事業

◆ 勤労者向けガイドブックの発行・周知（事業番号 76）

勤労者に必要な法律や制度などの情報を周知させるため、ガイドブックを毎年作成・配付しました。

項目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	ガイドブック 配付部数	3,000 部	4,000 部	2,000 部	2,800 部	2,800 部

◆ 男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等（事業番号 107）

仕事と家庭生活をバランスよく行うことができ、働き続けられる職場環境づくりに配慮した事業所の表彰及び周知を行いました。

項目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	優良企業の紹 介※		1 回	1 回	4 回	8 回

※平成 18 年度からは表彰された事業者を周知した回数

現状

平成 17 年度に実施した国勢調査の結果、30 代前半の女性の労働力率は 57.1%で前回の調査より 3.1 ポイント増加しており、過去 5 年間の伸び率から、平成 19 年度は 58.3%程度になるものと推計されます。

平成 18 年度の実施した市民意識調査によると、女性が理想とする働き方は「再就職型」が 50.8%と最も高いものの、実際に再就職している人は 37%となっています。また、男性においては、社会的活動への参加意向があるものの、仕事が忙しいために参画できない割合が 45.5%と、理想と現実には差があります。

市では、県と共催で女性の再就職相談を行うなど、女性の再チャレンジを支援してきました。また、勤労者向けのガイドブックを作成・配布し、仕事と家庭の両立支援制度など勤労者に必要な制度や情報を周知するとともに、働き続けられる職場環境づ

くりに配慮した事業者の表彰などに取り組みました。

課題

30代前半の女性の労働力率が向上していない背景には、「男性は仕事，女性は家事や子育ての責任を担う」という性別役割分担意識があることや，女性が就業しやすい環境が十分には整備されていないことなどが考えられます。

女性が就労分野において能力を發揮しながら働き続けられるよう，また，男女がともに仕事と家庭生活をバランスよく行えるよう，事業主の理解を促すことや，雇用体制の整備等が必要です。

また，本市の特徴として，出産や育児後の再就職を希望する女性の割合が高いことから，そのニーズに対応する必要もあります。

対応

事業者における雇用環境の整備を促進するため，新たに事業者訪問や経済団体等との意見交換会などを実施し，ワーク・ライフ・バランスを推進します。

また，再就職準備セミナーの充実や周知方法の工夫を図るとともに，再就職相談を市単独で実施し，女性の再就職を支援します。

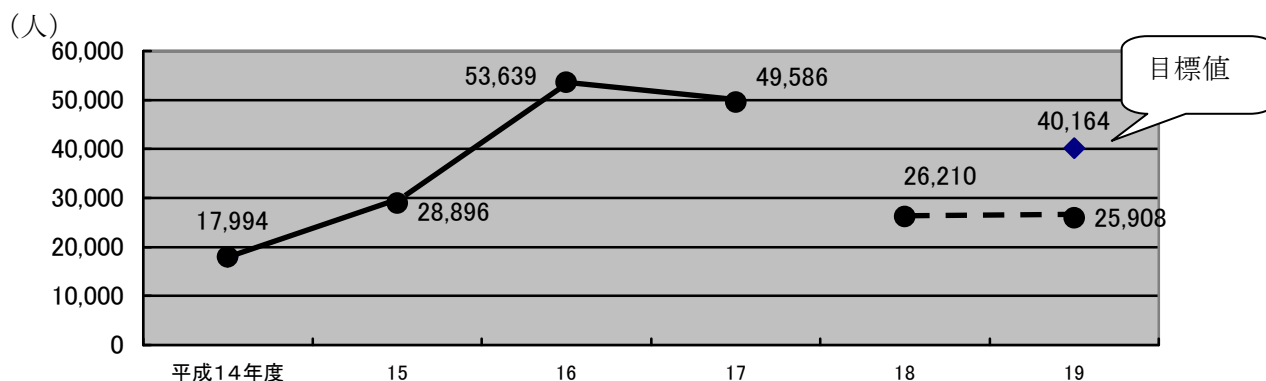
施策の方向 1 1 高齢社会における生活環境を整備する

〔基本方針〕

高齢期になっても、男女が対等なパートナーシップを築き、それぞれが生活者として自立し、生きがいを持ちながら暮らすことが重要です。このため、生活設計や住まいなどのさまざまな分野における相談や支援を充実するとともに、生活技術の実践や介護予防の充実を図りつつ、高齢者が生きがいをもって自立した生活を送るための支援を行います。

目標値 生きがい対応型デイサービスの利用により生きがいづくりができた人の数

17,994人 → **49,586人** → 40,164人
 (平成14年度) (平成17年度) (目標値)



(宇都宮市生きがい対応型デイサービス利用者数調べ)

※平成18年度から対象者の見直し(対象年齢等)により指標変更

重点施策・事業

◆ 生きがい対応型デイサービス事業の推進(事業番号114)

家に閉じこもりがちな高齢者が身近な施設に通うことにより、高齢者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護等状態になることの予防に努めました。

項目		平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度実績	平成18年度実績	平成19年度実績
活動指標	生きがい対応型専用施設数	15箇所	19箇所	21箇所	21箇所	19箇所
成果指標	生きがい対応型デイサービスの利用により生きがいづくりができた人の数	28,896人	53,639人	49,586人	26,211人	25,908人

◆ 外出支援事業の推進（事業番号 87）

閉じこもりを防止すると共に、積極的に社会参加を進めるため、移動手段として、75歳以上の高齢者を対象にバスカード利用助成を行いました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	高齢者外出支援事業専用バスカード購入助成券申請者数	5,500 人	5,231 人	6,231 人	6,433 人	7,492 人
成果 指標	事業を利用したの外出回数	93,500 回	88,927 回	105,927 回	109,361 回	127,364 回

現 状

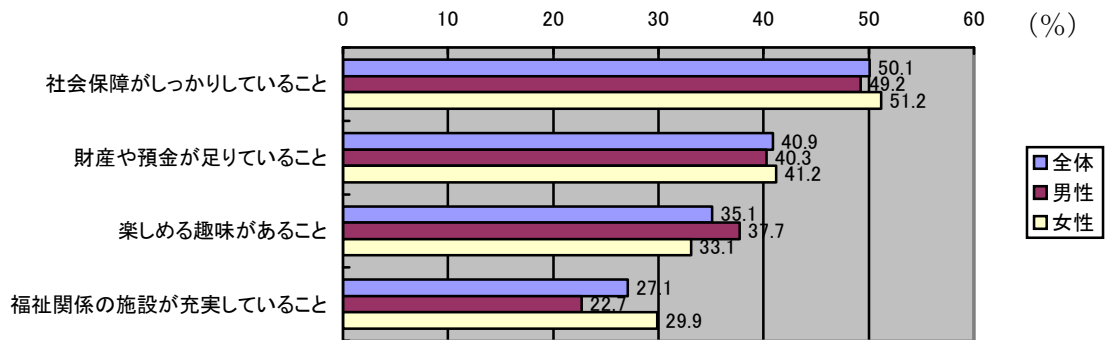
市では、高齢期になっても、男女がともにいきいきと暮らせるよう「生きがい対応型デイサービス事業」や「外出支援事業」などに取り組んでいます。

その結果、生きがい対応型デイサービスの利用者数は平成 16・17 年度に目標値を達成しましたが、平成 18 年度に対象者の要件を見直した結果、利用者数は減少しています。

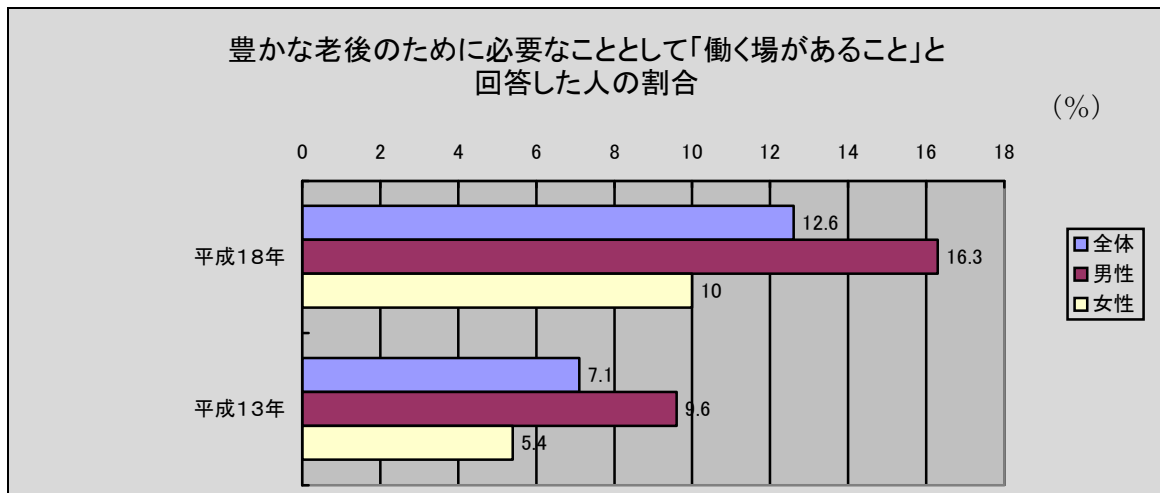
平成 18 年度に実施した市民意識調査によると、「豊かな老後のために必要なこと」は、男女とも「社会保障がしっかりしていること（50.1%）」が最も多く、次いで「財産や預貯金が足りていること（40.9%）」、「楽しめる趣味があること（35.1%）」となっています。

また、前回調査と比較して、「働く場があること（12.6%）」と応えた人が男女ともに増えています。

豊かな老後のために必要なこと<2つまで回答可・上位4項目>



(出典『平成 18 年男女共同参画に関する市民意識調査』)



(出典『男女共同参画に関する市民意識調査 (平成 13 年, 平成 18 年)』)

課題

高齢期の生活を維持するため、老後も働きながら社会保障の不足分を補い、経済的な自立とともに、生き生きと生活したいと思う人が増えている状況にあることから、高齢者が自らの能力を活かしながら仕事や社会参画ができるよう支援していく必要があります。

対応

シルバー人材センターによる仕事の紹介や高齢者の派遣に加え、平成 20 年 7 月からは総合福祉センターにおいて団塊世代を対象に生きがいくりの総合相談を行い

ます。

また、平成 20 年度から、高齢者などを新たに雇用した際に事業主に対して、助成金を支払う「雇用助成制度」を拡大し、高齢者の雇用促進を図ります。

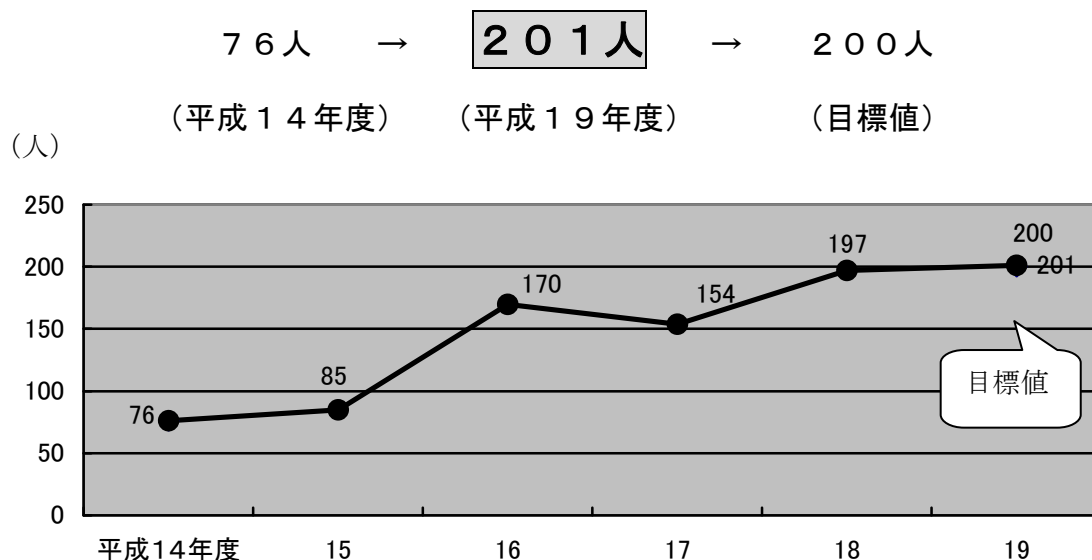
さらに、生きがい対応型デイサービス事業や外出支援事業などを推進し、引き続き、高齢者の生活環境整備を図ります。

施策の方向 1 2 ひとり親家庭，障がいのある人が安心して暮らせる環境を整備する

〔基本方針〕

男女共同参画社会とは，男女がどのような状況においても互いの人格を尊重し，多様な生き方を認め合う社会です。このため増加傾向にあるひとり親家庭や，障がいのある人が安心して暮らせるよう，生活支援や情報提供，交流支援などを行います。また，障がい者が社会参画の機会や自立の妨げとならないよう，ノーマライゼーションの啓発に努めます。

目 標 値 ひとり親家庭等で，就労支援や生活支援策等により福祉の増進が図られた人の数



(ひとり親家庭支援事業参加者数 児童福祉課調べ)

重点施策・事業

◆ 母子父子家庭及び寡婦の就労支援（事業番号119）

ひとり親家庭等に対する自立に向けた資格取得や技能講習の受講参加者を増やしました。

項 目		平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績
活動 指標	母子父子家庭福祉 対策事業実施日数	141日	171日	211日	243日	243日
成果 指標	母子父子家庭福祉 対策事業により福祉 の増進が図られた 人数	85人	170人	154人	197人	201人

◆ 障がい者の自立支援（事業番号120）

就労の場の拡大を図り、雇用の促進に繋げるなど障がい者の就労を支援するための、登録制度への登録者を増やしました。

項 目		平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績
活動 指標	就労相談件数	2 件	23 件	51 件	64 件	50 件
成果 指標	登録障がい者数	7 人	14 人	28 人	42 人	54 人

現 状

市では、ひとり親の就労に向けて、ホームヘルパー養成講座や就労支援セミナーを開催するなど、ひとり親家庭等に対する自立支援を行っております。この結果、平成 19 年度のひとり親家庭等で就労支援や生活支援により福祉の増進が図られた人は 201 人で、当初掲げた目標値を達成しました。

また、障がい者就労支援事業により、障がい者の就労の場や機会の拡大を図り、雇用の促進につなげるなどの支援事業に取り組んでいます。

課 題

ひとり親家庭や障がい者の就労支援や生活支援により福祉の増進が図られているものの、就労に結びつくほどの雇用情勢が整っていない状況であることから、引き続き、生活の自立や雇用の促進を社会全体で支援する必要があります。

対 応

市では、母子家庭の母親の常用雇用の促進するため、事業者が母子家庭の母親をパート等の非常勤雇用から常用雇用に切り替え 6 か月継続した場合、事業者が奨励金を請求できる「常用雇用転換奨励金制度」を平成 19 年度に新設しました。（平成 20 年度より国が実施する「中小企業雇用安定化推奨金」へ移行。）

また、国の「障害者自立支援法」を受け、平成 18 年度に策定した「宇都宮市障がい福祉サービス計画」に基づき、障がい者の地域生活移行や就労支援などについて計画的に取り組めます。

施策の方向 13 市民団体等と連携し活動を支援する

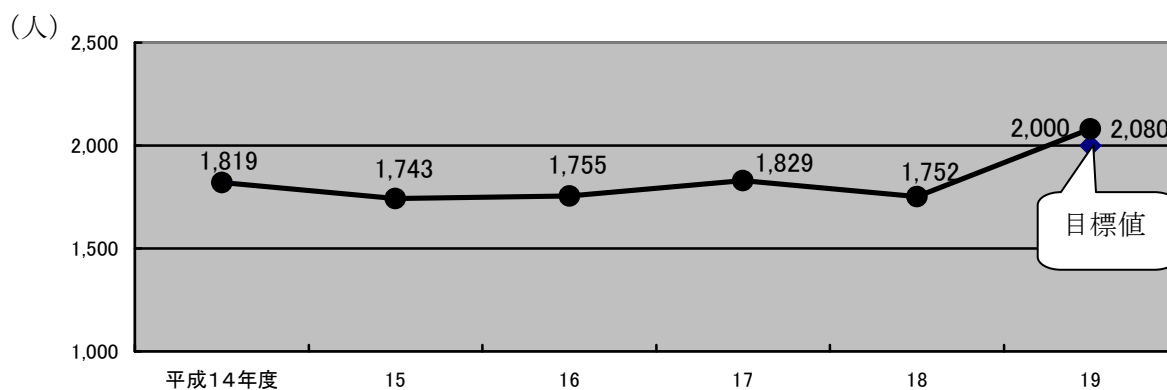
〔基本方針〕

男女共同参画の推進にあたっては、市民と事業者、市民と行政の協働が何よりも重要です。このため男女共同参画社会の実現を目指して行動している市民や市民団体などの活動を支援していきます。

また、男女共同参画推進センターの拠点機能の充実に努めます。

目標値 男女共同参画を推進する市民団体主催事業の参加者

1,819人 → **2,080人** → 2,000人
 (平成14年度) (平成19年度) (目標値)



(男女共同参画課支援団体報告)

重点施策・事業

◆ 宇都宮市地域推進員の活動促進 (事業番号74)

地域における男女共同参画の啓発やイベントの企画・運営に地区推進員の活用に努めました。

項目		平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績
活動 指標	地域推進員 の人数			56人	55人	55人
成果 指標	リーダーと して地域社 会で活動し ている地域 推進員の数			22人	5人	8人

現 状

市が支援する男女共同参画推進団体が、平成 19 年度に実施した主催事業の参加者数は 2,080 人で、当初掲げた計画の目標値を達成しました。

市では、男女共同参画推進センターを市民団体の活動拠点として整備し、市民や市民団体等とのネットワークの強化に努めました。

また、平成 19 年度に市民・市民団体と協働で第 1 回目となる「ときめく未来へ参画会議&フェスティバル」を実施し、延べ 935 名の参加者とともに男女共同参画社会づくりに向けた実践的な展開を研究・討議しました。



「ときめく未来へ参画会議&フェスティバル」の様子

課 題

男女共同参画社会の実現に向けて取り組む団体や新しいグループを発掘・育成するため、啓発イベントなどを充実する工夫が求められています。

また、男女共同参画を推進するためには、市民や市民団体等と協力・連携しながら進めていくことが重要であることから、引き続き、市民や市民団体の活動を支援していく必要があります。

対応

多くの市民が参加する「ときめく未来へ参画会議&フェスティバル」を継続して実施します。

また、男女共同参画推進センターにおける市民団体等の活動支援の充実を図るとともに、新たに市民企画型啓発講座を開催し、市民協働で実施する事業の充実に取り組みます。

「宇都宮市男女共同参画行動計画（第1次）」の総合評価
及び平成19年度男女共同参画の推進に関する年次報告書

平成20年7月

発行・編集 宇都宮市 市民生活部 男女共同参画課
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL 028-632-2346
FAX 028-632-2347
E-mail u1810@city.Utsunomiya.tochigi.jp